

るが、——大和根川が此地方を貫流するやうになつたのは遙に後世のことである——鹽分が濃厚であつたと見えて、住民が製鹽を業としたと常陸風土記に記述せられて居る。されば皇子は海邊の一地从ら水路を取られたものとすべきで、其地點は明示せられて居らぬが、恐らくは風土記時代まで入國の要津であつた榎浦之津(信太郡)附近であらう。御舟に大鏡を挂けたのは識別と同時に寄泊地の民衆を驚歎せしめる目的も含まれて居たものと思はれる。舟隊を率ゐて廻航せられた葦浦といふ地點は、其名は殘存せぬけれども、蘆荻の生ひ茂つた曲浦であつたことは言ふまでもなく、朝廷の號令の行はれて居る地方では、所在の豪族及民衆の奉迎を受け、抗命者に對しては討伐を加へつゝ、常陸の海岸地帯を北上せられたものと思はれる。

紀には葦浦から横渡ニ玉浦ニ至ニ蝦夷境とし、終始舟行であつたかのやうに叙して居るが、常陸風土記によれば左記の地點を経由せられたとある。

- 信太郡。 乘濱村^(一)
- 茨城郡。 田餘里(桑原岳)^(二)
- 行方郡。 行方里(槻野)^(六) 現原之丘^(四) 大益河^(三) 鴨野^(五) 當麻郷^(一) 藝津里^(一)
- (小拔野、波都武之野)^(九) 大生里^(七) 相鹿之邑^(八)
- 香島郡。 角折濱^(一〇)
- 久慈郡。 郡家(久米)^(一一) 助川驛家(遇鹿)^(一三)
- 多珂郡。 藻嶋驛家^(一四)

右の外多珂郡飽田村及新治之縣にも皇子に關する口碑を傳へて居るが、其は還啓の路次とすべきで、之を除けば旁書の數字の順序を以て巡行せられたものと見る事が出来る。(一)(二)は舟行で、——葦浦は此航路上の一地點であらう——(三)に於て舟を棄て、行方郡を一巡し、陸路藻島驛家に進出せられたといふのである。此風土記は既記の如く和銅勘進と推定せられるのに(第三頁)、紀が之を資

料とした形跡のないのは奇とすべきであるが、進達が遅れたこともあり得るのみならず、後掲原文に於て見るが如く、其所説が地名所由に偏し、史實的内容が乏しいので、編者がやゝ確實と認定した他の資料(恐らくは大伴氏纂記)に従うたのであるかも知れぬ。さりながら巡路に關する限り、よく地の理に合するから、一概に排斥することは不可能である。されば紀に横渡ニ玉浦とある玉浦は、多賀郡海岸の一地名とすべきで、風土記に藻嶋驛家の東南の濱に色彩珠の如き石を産すとある所を見ると、之を玉浦と稱へたものと思はれる。

上記の如く常陸風土記に掲げた口碑は、此皇子の眞事蹟と認定することは困難であるが、尙若干史料とするに足るものがあるから、左に原文を順次拔萃して簡單なる批判と註釋とを加へる。

〔卷頭國號所由章下〕 或曰、倭武天皇巡_ニ狩東夷之國_ニ幸_ニ過新治之縣_ニ所_レ遣國造毗

那良珠命、新令_レ掘_レ井、流泉淨澄、尤有_ニ好愛_ニ時停_ニ乘輿_ニ翫_レ水洗_レ手、御衣之袖垂_レ泉而沾、便依_ニ漬_レ袖之義_ニ以爲_ニ此國之名_ニ、風俗諺曰、筑波岳_ニ黑雲挂_ニ、衣袖_{ヒタシ}漬國是也、

名號所由説は以下各地の其と同じく、殆ど論ずるに足らぬが、若し皇子が此縣を通過せられた事實があるとするれば、其は上記の如く還啓途次のことであらう。

〔信太郡〕 古老曰、倭武天皇巡_ニ幸海邊_ニ行至_ニ乘濱_ニ于_レ時濱浦之上、多乾_ニ海苔_ニ由_レ是名_ニ能理波麻之村_ニ

乘濱は和名抄の郷名中にも見え、今の稻敷郡阿波村大字神宮寺附近の舊名であるから、往昔は此邊まで海面であつたとすべきで、霞ヶ浦を舟行せられたといふ上記の所見を裏書するものである。

〔茨城郡〕 郡東十里桑原岳、昔倭武天皇停_ニ留岳上_ニ進_ニ奉御膳_ニ時、令_ニ水部新掘_ニ清井_ニ出泉淨香、飲喫尤好、勅曰、能_ニ淳_ニ水哉、由_レ是里名謂_ニ田餘_ニ

此は今の新治郡田余村で、霞ヶ浦の最奥である。

〔行方郡〕 倭武天皇巡狩天下、征平海北、當是經過此國、即頓幸槻野之清泉、臨水洗手、以玉落井、今存行方里之中、謂玉清井、更廻車駕幸現原之丘、供奉御膳、于時天皇四望、顧侍從曰、停輿徘徊、舉目騁望、山阿海曲、參差委蛇、峰頭浮雲、谿腹擁霧、物色可怜、鄉體甚愛、宜可此地名稱行細國者、後世追跡猶號行方、風俗曰、立雨零行方之國、其岡高敞、名之現原、倭武命降自此岡、至大益河、乘艤舟上、時折棹梶、因名其河稱無梶河、此則茨城行方二郡之界河……自無梶河達于部陞、有鴨飛度、天皇躬射、鴨迅應弦而墮、仍名其地謂之鴨野。

右の序次は行文の便宜上交錯せられたものやうで、田餘里から行方里に出るには先づ堺河を渡り、現原、鴨野を経由せられた筈である。大益はオホヤキと訓み、玉造町の西に流出する細流をいひ、現名を詳にせぬが、——書面を以て同町長に

照會したが満足なる回示を得なかつた——今も此町の北に接して立花村大字八木蒔といふ名が残つて居る。水路來着せられた皇子は、此河を浜り（往古は舟楫を通ずるに足る水量を有したのであらう）、現原村（現存）に上陸して丘上から南方を展望せられ、鴨野（玉造町字加茂）を過ぎて行方里に達せられたのである。槻野の清泉は槻の木のある野邊に湧出する泉をいひ、清冽珠の如しといふ意を以て玉清井とよばれたので、清井は勿論マナキと訓むべきである。其他行細國、部陞等從來訓詁を誤つたものもあるが、旁訓によつて意義は明白であるから論議は見あはせる。——小著「常陸風土記物語」（第六三、六四頁）参照。

〔同郡當麻郷以下〕 古老曰、倭武天皇巡行過于此郷、有佐伯、名曰鳥日子、緣其逆命、隨便略殺、即幸屋形野之頓宮、車所經之道狹、地深淺、取惡路之義、謂之當麻、俗曰多支多支斯……從是以南藝都里、古有國栖、曰寸津毗古、寸津毗賣二人、其寸津毗古當天皇之幸、違命背化、甚无肅敬、爰抽御劍、登時

斬滅、於_レ是寸津毗賣、懼悚心愁、表_ニ舉白幡、迎_レ道奉_レ拜、天皇^{アハレヒ}矜降_ニ恩旨、放_ニ免其房、更廻_ニ乘輿、幸_ニ于小拔野之頓宮、寸津毗賣、引_ニ率姊妹、信竭_ニ心力、不_レ避_ニ風雨、朝夕供奉、天皇歎_ニ其懇懃、惠慈、所以此野、謂_ニ宇流波斯之小野、其南名_ニ田里、……又有_ニ波都武之野、倭武天皇停_ニ宿此野、修_ニ理弓弰、因名也
當麻郷(和名抄は當鹿_△と誤る)は、今の行方郡秋津村の舊名で、藝都及田の里(和名抄藝都及道田郷)が其南に位することは文によつても明白であるから、巡行の道筋と逆順である。鳥日子(足彦の訛)及寸津毗古は其地の土豪で、恐らくは夷族の遺孽であらう。

〔同郡相鹿大生里〕

古老曰、倭武天皇坐_ニ相鹿丘前宮、此時膳炊屋舎構_ニ立浦濱、編_レ作_レ橋、通_ニ御在所、取_ニ大炊之義、名_ニ大生之村、又倭武天皇之后大橋比賣命、自_レ倭降來、參_ニ遇此地、故謂_ニ安布賀之邑、

相鹿(逢鹿)、大生も和名抄に見える郷名で、後者は現存し、アフカは今の太田村

及大和村にあたる。案ずるに皇子は郡の西岸を南下し、麻生町附近より東岸に出で、順路北上せられたのであらう。

〔香島郡白鳥里〕

……以南所_レ有平原謂_ニ角折濱、謂古有_ニ大蛇、欲_レ通_ニ東海、掘_レ濱作_レ穴、蛇角折落、因名_レ之、或曰、倭武天皇停_ニ宿此濱、奉_レ羞_ニ御膳、時、都無_レ水、即拔_ニ執鹿角、掘_レ地、爲_ニ其角折、所以名之

此地名は今も鹿島郡白鳥村の南方大同村の大字に残つて居る。皇子の巡啓は一説に過ぎぬのであるが、若し事實とすれば藝津里から水を渡つて當郡に入り、其西岸を沿うて北上し、當麻郷に出られたのかも知れぬ。

〔久慈郡〕

古老曰、自_レ郡以南、近有_ニ小丘、體似_ニ鯨鯢、倭武天皇因名_ニ久慈、郡即ち風土記當時の郡家は和名抄の久米郷、即ち今の久米村大字大里と考定せられて居る。

〔同郡助川驛家〕

昔號_ニ遇鹿、古老曰、倭武天皇至_ニ於此、時、皇后參遇、因名_レ之矣

助川郷は和名抄にも久慈郡に屬けて居るが、風土記多珂郡の條下には以久慈界之助河爲道前とあるから、其名の川を以て郡界としたのであらう。

〔多珂郡道前里飽田村〕 古老曰、倭武天皇爲巡東陲、頓宿此野、有_レ人奏曰、野上群鹿無_レ數甚多、其聳角如_三蘆枯_一之原、比_三其吹氣_一似_三朝霧_一之立、又海有_三鰻魚_一、大如_三八尺_一、并諸種珍味遊理（游魚？）多者、於是天皇幸野、遣_三橘皇后_一臨_レ海令_レ漁、相_レ競捕獲之利、別探_三山海之物_一、此時野獵者、終日驅射、不_レ得_三一穴_一、海漁者須臾才探、盡得_三百味_一焉、獵漁已畢、奉_レ羞_三御膳_一時、勅_三陪從_一曰、今日之遊、朕與_三皇后_一各就_三野海_一、同爭_三祥福_一、俗語曰_三佐知_一野物雖_レ不_レ得而海味盡飽喫者、後代追_レ跡名_三飽田村_一。

アイタ（飽田）の名は今も上相田、下相田（多賀郡華川村及中郷村）に残つて居る。新篇常陸國誌（中山信名著）には、之を小木津村（今の日高村の大字）の小字相田を以て之に擬して居るが、其は道前里とあるによつて上記の多珂國の道前なる助川附

近ならざる可からずとした爲で、是は陸奥に對する道前なるが故に、助川と別地であつても少しも差支はない。和名抄にあげた道口郷も恐らくは此地をいひ、陸奥境なるが故に最終に序次して居るのである。若し然りとすれば上述の如く白河方面平定後、振旅の途次に經由せられたのであらう。

〔同郡藻嶋驛家〕 東南濱碁子、色如_三珠玉_一所謂常陸國所_レ有麗碁子、唯是濱耳、昔倭武天皇乘_レ船浮_レ海、御覽島磯、種々海藻多生茂繁、因名、今亦然。

今の楢形村に伊師及伊師本郷といふ大字があるのは、此石を名に負うたものと言はれ、其南方豊浦町大字川尻の小貝濱には五彩の小石を産するといふ事である。上記の如く紀の玉浦は恐らくは此地をいふのであらう。那珂以北鮫川に至るまでの沿岸には、此以外に適當な乗船地はないやうである。

上述によれば皇子巡行の跡はほゞ推測し得られるが、行方郡の一兩地點の外に

は、討伐の記事のない所を見ると、概して大なる抵抗に逢はれなかつたのであらう。白河方面の形勢に關しては、東白川郡八槻村都々古和氣神社の別當大善院の古文書によつて、左記の風土記殘簡が傳へられて居るのみである。

陸奥國風土記曰、所以名八槻者、卷向日代宮御宇景行天皇時、日本武尊征伐東夷而到此地、以八目鳴鏑射賊斃矣、其矢落下處、云矢著、即有正倉、神龜三年改字八槻、古老傳曰、昔於此地、有八土知朱、一曰黑鷲、二曰神衣媛、三曰草野灰、四曰保々吉灰、五曰阿邪爾那媛、六曰拷猪、七曰神石萱、八曰狹磯名、各有族而屯於八處石室也、此八處皆要害之地、因不順上命、國造磐城彥敗走之後、虜掠百姓而不止也、纏向日代宮御宇天皇、景行天皇、詔日本武尊而征討土知朱矣、土知朱等、合力防禦、且謀津輕蝦夷許多、連張猪鹿弓、猪鹿矢於石城而射官名、官兵不能進步焉、日本武尊執八槻弓、八槻矢而七發發、八發發、則七發之矢者、如雷鳴響而追退蝦夷之徒、八

發之矢者、射貫八土知朱立斃焉、射其土知朱之征箭、悉生芽成槻木矣、其地云八槻郷、即有正倉也、神衣媛與神石萱之子孫、會赦者、在郷中、今云綾戸是也

漢式謚號を用ひて景行天皇といひ、神龜三年云々と記注してある所を見ると、和銅勘進の古風土記でないことは明白であるが、後人の偽作とも思はれぬから、やや後世の記録としても、右の如き口碑が此地方に存したのであらう。但し土知朱（蜘蛛の畧字）とあるのは疑とすべきで、其八人は夷族の酋長と思はれるが、其名の意義は判明せぬものが多い。

第六章 能 褒 野

足柄峠——信越鎮定——美夜受比賣——膽吹山の遭難——薨去——諸妃及王子女

前章に述べたやうに、日本武尊は石城及白河方面の夷族平定後、新治筑波を過ぎて、陸路信濃國に入り、其地方の鎮定に従事せられた。常陸より信濃に至る経路については、左記の二異傳が存したものゝやうである。

(一) 足柄峠を踰えて、甲斐の酒折宮に入り、其より信濃に進出せられたとする説。——火燒翁との問答歌が附帶して居る。

(二) 上野國を過ぎ、碓日坂を越えて入國せられたとする説。——坂の上から吾妻郡の方面を展望してアヅマハヤといふ歎聲を發せられたと傳へられた。

兩者は地理上全然相容れぬものであるが、孰れも古傳説で、且興味のある逸事が

附帯して居るので、昔の史家も取捨に迷ひ、稗田阿禮は之を折衷して一連の物語に組立て、紀の編者は若干の矛盾を忍んで之を併舉した。之が爲に紀記の所傳に大なる懸隔を生じ、後の註釋者を悩ませたのであるが、事實は以下に論究するやうに、極めて明確に推斷せられるのである。左に先づ記の所説を掲げる。

還り上幸す時、足柄の坂本に到りて、御糧を食す處に、其坂の神白鹿シロカになりて來立ちき。爾即ちその咋遣し、蒜の片端もち待打てば、其目に中りて打殺さえき。故その坂に登り立ち、三たび歎かして、阿豆麻波夜と詔りたまひき。故その國を號けて阿豆麻と謂ふなり。即ち其國より越えて甲斐に出で、

酒折宮に坐す時 歌曰

新はり 筑波をすぎて 幾夜かねつる

爾に其御火燒の老人、御歌を續ぎて歌曰

かがなべて 夜にはこゝの夜 日には十日を

是を以て其老人を譽めて、即ち東國造にあげ給ひき。其國より科野國に越えまして、科野の坂の神を言向けて……………

常陸の筑波から足柄に出るには、結城、猿嶋二郡を過ぎ、武藏、相模の平野を横斷して、丹澤山麓の南麓を經由するのであるが、當時此峠道が開かれて居たか疑問であるのみならず、酒折(今の西山梨郡玉諸村大字坂折)に出るのが目的であつたとすれば理由のない迂廻である。足柄の坂の神は萬葉集にも見えるやうに、阪東人が最も崇敬した大靈神であるが、此は神祇の出現をいふのではなく、此山地に占據した夷酋の反抗を平定せられたことを神秘的に叙したものである。紀は後記の如く之を信濃坂に於ける事變として、蒜——和名抄には蒜を比流と訓註してあるから、舊訓の如くヒルと稱へても妨はないが、古言はミラで、ヒルは早期外來語ヒユ(菟)から分化したものゝやうである〔古語大辭典〕——を以て神氣の害を禳ふ起原であると説いて居る。白鹿の白は白狗、白猪、白鳥等の如く神獸靈禽を

表示する修飾語で、恐らくは之を淨色とする觀念が存したのであらう。

足柄の坂の上に立ちてアヅマハヤと歎息せられたといふことについては、此處には理由を示して居らぬが、從來紀の文に準據して弟橘媛追憶の聲とし、アヅマは東に吾孀^{アヅマ}をいひかけたものと了解せられて居る。さりながら聊か唐突の嫌があるにより、足柄峠は走水の海を遠望し得る地點であると説くものもあるのであるが、其は絶對にあり得ぬ事實で、眼界にもアヅマと稱する地域はない。後世の用語例を以てすれば、阪東はアヅマの國で、相模も亦其一部分であるから、脚下の國土を展望して、吾孀即ち弟橘媛を聯想せられたと牽強し得られぬこともないが、——記の傳誦者は恐らくはさう解したのであらう——景行朝に於てはアヅマといふ語は尙原義通り(二一七二頁)了解せられて居た筈で、少くとも足柄はアヅマの國ではなかつた。其故に紀は白鹿出現とアヅマハヤ云々の一節とを削り、次の如く記述して居るのであるが、恐らくは之を以て原説に近いものとすべきであらう。

らう。

蝦夷既平、自_二日高見國_一還之、西南歷_三常陸_二、至_三甲斐國_一、居_三于酒折宮_二、時舉_レ燭而進食、是夜以_レ歌之間_三侍者_二曰……(歌詞前に同じ)……諸侍者不_レ能_三答言_二、時_三有_二秉燭者_一續_三王歌之末_二而歌曰……即美_三秉燭人之聰_二而敦賞、則居_三是宮_二以_レ鞞部_一賜_三大伴連之遠祖武日_二也

舉燭。及秉燭者(人)は文飾で、歌意から見ても答歌を詠じたのは庭燎奉仕者であらねばならず、職掌から篝火^{カガ}を並^ナべて既に九夜を過したといふことを日^{カカ}並^ナにいひかけ、巧に言ひ廻したから御感も深かつたので、唯日數經て九夜即ち十日になりましたといふことを三句に排列するだけならば、侍臣も敢て困難としなかつたであらう(歌謡篇参照)。此當時に於ても照明の爲に屋内に燈火即ち柄火^{ムベ}(一一三九頁)を點じたことは有り得るが、多人數集會の場合には、今も大嘗會其他の古い祭典に於て見るやうに、庭燎^{ニハヒ}を焼くことを例としたので、其火燒^{ヒタキ}は必しも身分の低い

ものとは限らぬが、決して皇子側近の秉燭者を意味するのではない。

歌主が褒められたことは想像に餘りがあるけれども、東國造に任ぜられたとあるアヅマが、上野國吾妻郡地方のこととすれば、餘りに由縁が乏しく、宜長のいふやうにアヅマの國々の中の某國の造に擧用せられたと解することは無理であるから、或は吾妻國造と名乗るものが奉仕したといふ原説が訛傳せられたので有るかも知れぬ。紀に單に敦賞とあるのは、此地理的矛盾を避けて改修したのであらう。同書には此時靱部を大伴武日連に賜はつたとあるが、其は酒折宮御逗留中、隨身を願ひ出た善射の子弟を以て一弓隊を編制し、武日連の配下に屬せしめられたことをいふので、靱部は靱負部ユゲヒと同じく、ユキ(箭筒)を以て區別稱呼とした大伴、即ち軍團の特種部隊名である。此一條は恐らくは原傳説ではなく、大伴氏の家傳によつて追補したのであらう。

紀は第二傳説を并擧する爲に、皇子が酒折宮から一旦武藏に引返し、更に上野を経て信濃に向はれたかのやうに叙述して居る。即ち

於是日本武尊曰、蝦夷凶首咸伏、其辜、唯信濃國越國頗未從化、則自甲斐、北轉歷武藏上野、西逮于碓日坂時、日本武尊每有顧シヌフ弟橘媛之情、故登碓日嶺而東南望之、三歎曰、吾孀者耶、故因號山東諸國曰吾孀國也

毛野國は豊城入彦命以來、東國の政治的中樞地であつたのであるから、皇子の巡察に漏れた筈はなく、且信越を平定することが目的の一であつたとすれば、常陸から下總上野を経由するのが順路で、縦ひ足柄方面及甲斐の南部を鎮定する必要があつたとしても、越路と同じく有力な一將軍を分派すれば辨じた筈で、全軍を擧げて同じ道を來往するが如きは、決して得策ではなく、甲斐方面に全兵力を傾注せねばならぬ程の大抵抗が存したとも考へられぬ。縦ひ酒折宮行啓が確乎たる事實であつたとしても、信濃國から千曲川を浜り、鹽川の谿谷を下つて進出せら

れたと了解することも可能であり、火焼の老人との問答の如きは、地點に限定があるのではないから、筑波から約十日行程の地ならば何處でもよいのである。否此人物を東國造に任用せられたとある記の所傳によれば、上野國吾妻郡に近い一地方の頓宮に於ける逸興であつたかも知れぬ。碓日峠に達して、脚下に展開する國土の名をアヅマのクニと稱へると聞しめられて、弟橘媛を追憶し、思はずアヅマハヤといふ歎聲を發せられたものとすれば、事の眞偽はともかくも、話の趣が自然で、且一層哀が深いやうである。東南望之とあるのは來路の方向をさしたので、故因號ニ山東諸國ニ曰ニ吾孀國ニ也としたのは、例の地名所由戲說である。常陸風土記卷頭にも、古者自ニ相模國足柄岳坂ニ以東諸縣總稱ニ我姬國ニとあるが、アヅマといふ稱呼が阪東のみに限らぬことは既に前篇第二卷(一七二頁)に述べた通りで、萬葉集の東歌にも信濃、甲斐、伊豆、駿河、遠江人の作が含まれて居り、アヅマをヒガシ(東)と混同して、特に阪東諸國の呼稱と了解するやうになつたのは、稍

後世のことであるから、右の一句も亦後人の追加とせねばならぬ。

信濃に於ける行動は、記には言コ向科野之坂神ニとあるのみであるが、紀は之を次の如く詳述して居る。

於レ是分レ道、遣ニ吉備武彦於ニ越國、令レ監ニ察其地形嶮易及人民順不、則日本武尊進入ニ信濃、是國也、山高谷幽、翠嶺萬重、人倚ノ杖而難ノ升、巖嶮^{イシミチ}、纒^{マシ}、長峰數千、馬頓^{クツワヅラ}、轡^{ワヅラ}而不レ進、然日本武尊、披^ヒ烟凌^リ霧、遙徑^{ワタリ}ニ大山、既逮^ツ于峯、而飢之、食ニ於山中、山神令^レ苦^レ王以、化ニ白鹿、立^ニ於王前、王異^レ之、以ニ一箇蒜^ニ彈ニ白鹿、則中^レ眼而殺之、爰王忽失^レ道、不知^レ所^レ出、時白狗自來、有^ニ導^レ王^ニ之狀、隨^レ狗而行之、得^レ出^ニ美濃、吉備武彦自^レ越出而遇之、先^レ是度^ニ信濃坂^ニ者、多得^ニ神氣^ニ以瘼^ヲ臥、但從^レ殺^ニ白鹿^ニ之後、踰^ニ是山^ニ者、嚼^レ蒜塗^ニ人及牛馬、自不^レ中^ニ神氣^ニ也

碓日嶺を越えりと信濃國佐久郡で、其より千曲川の流に沿うて下り、シナヌ(五)

一一六頁)の名に負ふヒナ(夷)族の古住地(第二卷一四四、二二二頁)を過ぐれば越國に出るのであるが、吉備武彦の巡行したのはどの範圍であつたか不明で、美濃——今の西筑摩郡は和名抄に惠奈郡繪上郷とある地で、美濃に屬した——に於て再會したとある所を見ると、大彦命の經由せられた安曇道(第三卷一八四頁)を通つて歸投したものと思はれる。皇子は上記の如く、若し酒折宮に行啓せられた事實が存したとすれば、本隊を率ゐて千曲川を浜り、甲斐に出られたものとすべきで、其國から釜無川を遡つて諏訪に引返し、鹽尻峠を越えて西筑摩郡(美濃)に出で、吉備武彦の部隊を併せて木曾川を下られたのであらう。木曾棧道は續紀によれば、大寶二年十二月壬寅始開_ニ美濃國岐蘇山道_一とあり、又和銅六年七月戊辰、美濃、信濃二國之堺、徑道險阻、往還艱難、仍通_ニ吉蘇路_一とあるが、其故を以て此より以前は通行不可能であつたと速斷し、皇子は下伊奈郡から美濃國惠奈郡に通ずる舊道、即ち防人歌にも神の御坂(萬二〇)と詠まれた神坂峠を越えられたと説くのは

聊か不穿鑿で、上古安曇郡に進出した海人族は木曾谷を遡行したものとせねばならず(二一七四頁)、大毘古命と建沼河別とは今の北安曇郡會染村附近に於て會合し、木曾川に沿うて歸路につかれたと推定せられるから(第三卷一八五頁)、車馬を通ぜずとも人間の往來は太古から存したものとせねばならぬ。

皇子が大山を徑り、山中で道を失はれたとあるのも、諏訪より筑摩に越える山嶺をいふものと思はれるから、恐らくは鹽尻峠(標高一〇六〇米)のことであらう。後文に信濃坂とあるにより、推古紀に有_レ蠅聚集、其凝累十丈之、浮_レ虛以越_ニ信濃坂_一、鳴音如_レ雷、則東至_ニ上野國_一而自散とある信濃坂を以て之に擬するものがあるが、此は通證の説の如く碓氷峠を意味するやうであるから、既に此峠を越え、吉備武彦を分派した後通過せられた信濃坂は別地であらねばならぬ。此稱呼は一地の固有名詞ではなく、信濃と隣國とを堺する坂路は、いづれも信濃坂(科野之坂)と呼び得られるから、爰では國の西境の謂と解せずばなるまい。白鹿を退治せら

れた地點は、記には足柄之坂本とあるのであるが、上述の如く碓日峠經由が事實であつたとするならば、是も亦紀の説に従ふべきである。蒜が眼に中つたが爲に怪獸が斃死したとあるのは、其が刺戟性に富む物質なるが故で、神氣を厭する力があるとせられたとすれば、此植物の異臭によるものであらうが、其は俗信の由来を結びつけたといふに過ぎぬ。

信越鎮定後皇子が美濃を経て尾張に出られたことは事實とせねばならぬが、ミヤズ媛を娶されたこと、劔を其家に残し置かれたといふことの外には事蹟は傳へられず、紀の文は極めて簡單で、左記一二行に過ぎぬ。

日本武尊、更還_ニ於尾張、即娶_ニ尾張氏之女宮簀媛_一而、淹留_レ月、於_レ是聞_ニ近江膽吹山有_ニ荒神_一、即解_レ劔置_ニ於宮簀媛家_一、而徒行之至_ニ膽吹山_一

記の所傳も話の筋は同様であるが、皇子と媛との唱和の歌二首をあげて居ること

を異りとする。即ち

尾張國に還り來て、先の日所期し美夜受比賣の許に入りまして、是に大御食獻る時、その美夜受比賣大御酒盞を捧げて獻る。爾美夜受比賣其、意須比の欄に著_ニ月經_一、故その月經を見そなはして御歌曰

久かたの 天の香山 黄昏に さ渡る鶴 ひはぼそ たわや腕を まかむ
とは 吾はすれど さ寝むとは 吾はおもへど 汝が着せる おすひの裾
に 月たちにけり

爾に美夜受比賣、御歌に答へ曰く

高ひかる 日の御子 やすみし、我が大君 あらたまの 年が來經れば
あらたまの 月は來經行く うべなうべな 君待ちがたに わが着せる
おすひの裾に つきたなむよ

故爾に御合ひまして、其御刀の草那藝の劔を其美夜受比賣の許に置きて、伊

服岐能山の神を取りに幸行しき

ミヤズ媛は上掲の如く、記には尾張國造の祖とあるから、崇神天皇の妃意富阿麻比賣(第三卷三七頁以下)と同氏族なることは疑なく、紀に尾張氏とあるのは之を略稱したので、大和國葛城の尾張氏(第二卷九〇頁)とは全然別系である。葛城の尾張氏人中にも此國に移住したものがあり、其子孫は尾治(尾張)連と稱したが、其は應神朝の賜姓と傳へられ「舊」、日本武尊と同世代にあたる乎止與命も尾張國造に任ぜられたとあり(次卷第二章參照)、尾張大印岐の女を妻としたけれども「舊」、自分には尾張連氏を名乗つて居なかつたやうである。然るに熱田大神縁起には此ミヤズ媛を皇子の陪従の一人なる建稻種公——右の乎止與命の子なる建稻種命「舊」にあたる——の妹で、往路に於て娉娶せられたものとして(第一七二頁)、次の如く説いて居る。

到ニ尾張國愛智郡ニ時、稻種公啓曰、當郡氷上邑、有ニ桑梓之地、伏請大王稅ノ駕息

之、日本武尊感ニ其懇誠、踟躕之間、側見ニ佳麗之娘、問ニ其姓字、知ニ稻種公之妹名宮酢姫、即命ニ稻種公ニ娉ニ佳娘、合昏之後寵幸周厚、數日淹留不レ忍レ分レ手

此書は貞觀十六年の著で、舊記及遺老の説によつて編述せられたといふ奥書があるが、假に贋書にあらずとするも、其所説には疑はしい點があるから、深く信用するに足らず、殊にミヤズ媛に關する限りは誤傳と認めねばならぬ。案するにミヤスは宮栖又は御彌栖(三一九九頁)の意で、豪族の公邸をいひ、其嫡統の女子なるが故に此名を以て呼ばれたのであらう。建稻種命の母もまた同氏族の出であるから、其縁によつて族長權を相續し、之を男系に傳へたのであらうが、此貴女が果して尾張(尾治)連の直系族母にあたるかは疑問である。縁起には又日本武尊の御歌として「あゆち瀉ひかみあね子は我來むと床避るらむやはれ姉子を」といふ歌をあげ、ミヤズ媛の一名をヒカミアネコと稱したかのやうに説いて居るが、其は愛智郡火上姉子神社「式」の祭神で、必しも同一人と斷定することは出來ぬ。

ミヤズ媛がオスヒを着て宴に侍したといふことは、上代の服装を考察する重要な資料で、オソヒ(襲)の轉呼即ち外套の謂と思はれるが、八千矛神及速總別王も之を用ひたことが歌に詠まれて居るから(歌謠篇参照)、男女共通で且屋内に於ても装着したものと了解せられる(古俗誌一三四頁)。その裾に經水がついて居たのを、月立にいひかけた所を見ると、古は月經を——和名抄には月水俗云佐波利とあるけれども——ツキタチと稱へたのであらう。爾美夜受比賣其、於ニ意須比之欄ニ著ニ月經ニの著は他動詞であるからツケアリと訓み、主語たる美夜受比賣の下其は、指定助語シに充てたものとすべきで、口語に直せばミヤズ媛ハといふに同じい。歌詞の釋明は歌謠篇にゆづるが、適當と認められる漢字を配して置いたから、大意はほど了解可能と信ずる。

ミヤズ媛の許に残された佩刀は、草那藝劍と明記せられ、紀にも五十一年の章下に、初日本武尊所佩草薙横刀、是今在ニ尾張國年魚市郡熱田社ニ也とあり、其社

の神體とせられて居るが、之を以て天照大御神から皇孫に授けられた神器の一なりとするこの妄誕なるは、前篇第四卷(三三頁以下)に指摘した通りで、かゝる神器を勅裁を仰がずして一婦人に授けるといふやうな不謹慎な行爲が、此皇子に有り得たとは考へられず、假に或事情の下に遺留せられたとしても、朝廷としては之を放任することなく、速に大神宮に回收せられた筈である。されば此劍は神器以外の神宮御物で、全然皇子の私有に歸し、紀念の爲にミヤズ媛に付與せられ、皇子の薨後其御靈代として年魚市に奉安せられたものとすべきである。名ある舊社の傳承を覆すのは甚不本意のことであるが、私は其よりも皇子及倭姬命に神器冒瀆の汚名を負はせ奉ることを忍びずとするもので、厠に行かれる時、桑の木にかけた儘失念せられたとある縁起の説の如きは唾棄すべきである。釋紀所引の尾張風土記殘簡にも左記の如く同様の説を載せて居るが、天孫將來の神器とはせられて居らぬのである。

熱田社者、昔日本武命、巡歷東國還時、娶尾張連等遠祖宮酢媛命、宿於其家、夜頭向廁、以隨身劍、掛於桑木、遺之入殿、乃驚更往取之、劍有光如神、不把得之、即謂宮酢媛曰、此劍神氣、宜奉齋之、爲吾形影、因以立社。熱田郷由郷爲名也。

ミヤズ媛の許から伊吹山の荒神退治に出發せられたとあるのは例の神秘化で、事實は近江と美濃との境に位する此山地に占據した化外の一土豪の討伐に向はれたことをいふのである。百戰百勝の皇子も此度は不利で、御身に手傷を負はれた。記は之を次の如く叙述して居る。

是に詔りたまはく、茲の山神は徒手に直に取りなむと詔りて、其山に騰ります時、山邊に白猪逢ひき。其大きは牛の如し。爾ち言舉して詔りたまはく、是白猪となれるは其神の使者にこそ。今殺さずとも還らむ時に殺してむと

詔りたまひて、騰り坐しき。是に大氷雨を零らし、倭建命を打惑はしき。この白猪となれるは、其神の使者にはあらずて、其神の正身に當れるを、言舉したまへるに因りて、惑はされたまひしなり。故還り下り坐して、玉倉部之清泉に到りて息ひ坐せる時に、御心やゝ寤めき。故その清泉を號けて居寤の清泉といふなり

紀の所説は白猪に代へるに白蛇を以てしただけで、内容に大差はないから、恐らくは同一傳説の漢譯であらう。即ち

山神化ニ大蛇ニ當レ道、爰日本武尊、不知ニ主神化レ蛇之、謂是大蛇必荒神之使也、既得レ殺ニ主神、其使者豈足レ求乎、因跨レ蛇猶行、時山神之興レ雲零レ氷、峯霧谷キラヒ、無レ復可レ行之路、乃棲遑不知ニ其所ニ跋涉、然凌レ霧強行、方僅得レ出、猶失レ意如レ醉、因居ニ山下之泉側、乃飲ニ其水ニ而醒之、故號ニ其泉ニ曰ニ居醒泉ニ也

居醒泉(清水)は其名殘を留めて居らぬが、記によれば玉倉部清水と稱したとある

から、其地に存したものとせねばならぬ。玉倉部は壬申の亂に出雲臣狛が不破を襲はんとする近江軍を撃退した地點であるから、不破關よりも西に位すること勿論で、近江と美濃との境なる寢物語里をいふものゝやうである。不破坂田二郡に跨り、隣國人と寝ながら語ることが出来るから、此名を負はせたといふのが通説であるが、恐らくはタマクラが手枕に通ずるから、後人が戯に改稱したのであらう。別名をタケクラベ(長競)といふのも、兩國の山が高さを競ふに因ると説くものがあるが、タマクラベの訛ではあるまいか。ベ(部)はメ即ちムラ(邑)に通用せられるから、本稱はタマクラ(玉倉)で、タマは美稱に外ならず、倉によつて名を負うたものと思はれ、オホクラ(大倉)、ナガクラ(長倉)、タカクラ(高座)等類例が少くはない。キサメといふ名號の所由を、紀記共に皇子が清水の側に居られるうちに醒められた爲としたのは例の戲説で、居眠といふ語はあるけれども、居眠は意をなさぬから、恐らくはヰ(堰)サマ(谷)の轉呼であらう。

神が白猪(白蛇)となつて出現したとあるのは、足柄之坂本または信濃坂の白鹿と同一着想で、重複の嫌があるから、爰では皇子が之を神の眷屬と誤認し、輕蔑せられた爲に、危難に遭逢せられたと説かれて居る。殊に記に言擧(揚言)せられたによつて惑はされたと記注してあるのは注意を要すること、肉聲に對しても亦呪詛をかけることが出来るといふ上代人の信仰を表示するものである(二一七七頁参照)。之が爲に氷雨ヒサメが降り、天地晦冥で方角も分らなくなつたと言ふのであるが、勿論譬喩的叙述に過ぎず、事實は賊軍の勢が猖獗で、皇子は腹背に敵を受けて打破られ、御身にも傷を負はれたのであらう。

伊吹山から退却せられた皇子は、大和に向つて引上げようとせられた。其路次に關し記は次の如く叙述して居る。

其處より發して、當藝野上イデマに到りし時、詔りたまひしくは、吾が心恆は自虛ソラユ

翔り行かむと念ふを、今吾が足得歩まず、當藝斯の形に成りぬと詔りたまひき。故その地を號けて當藝と謂ふ也。其地より差少し幸行し、甚く疲ませるによりて、御杖を衝きてナマナマ稍に歩みましき。故その地を號けて杖衝坂といふ也。尾津の前なる一つ松の許に到り坐ししに、先に御食之時、其地に忘らし、御刀失せず猶ありき。爾に御歌曰ウタヒタマハク

尾張に たゞに向へる 尾津の前なる 一つ松 アセヲ 一つ松 人にありせば 大刀佩けましを 衣させましを 一つ松 アセヲ

其地より幸して三重村に到りまし、時、亦吾が足三重なす勾りて、甚く疲ぬと詔りたまひき。故その地を號けて三重といふ

地名の所由を一々皇子の御事蹟と結びつけたのは傳誦者の技巧で、史實と認むべきではないが、玉倉部から能煩野に至る路次は、大體に於て地理に合うて居る。左に各地點別に其位置と右の所由説話を検討して見ようと思ふ。

當藝。 美濃國多藝(多岐)郡(和)の謂で(第二卷一五八頁)、不破郡から桑名郡に出る順路である。皇子が常は足が軽く空をも飛べさうに思はれたのに、疲の爲にタギン(研石)の如く重くなつたと仰せられたから、此地をタギといふとあるのは例の附會説で、有名な養老の瀧のある地なるが故に、タギといふ名を負はせたのである。——和名抄に漢語抄云舵、和語云太以之とあるにより、此當藝斯を舵の義なりとするのは大なる誤で〔古語大辭典〕、舵の如き特種の舟具は此時代にはまだ存在しなかつたもの、やうである。

杖衝坂。 當藝野と尾津との間には之に相當する地點が思ひ當らぬが、三重郡内部村大字采女に此名の坂が現存するので、延佳は此一節を三重の次に移すべきかと頭注した。或は此説が當を得たものであるかも知れぬが、ツエツキ坂の如きは普通名詞であるから、美濃の養老郡又は海津郡にも同名の地點が存したことも絶無とはいへぬ。

尾津。和名抄に桑名郡尾津(乎都)郷とあり、神名帳にも同郡に尾津神社を擧げて居るが、其名は傳へられず、社趾も亦判明せぬ。木曾川及揖斐川の河口に當り、地形が甚しく變遷したものゝやうであるが、昔の要津で、大津に對し小津を意味し、歌によれば尾張に直面する地であつたと思はれる。

三重。三重郡の名のもとなる舊地であるが、和名抄の郷名中には見えぬ。文中「如三重勾而」とあるをミヘノマ^{△△△△△}ガリナシテと訓み、マガリ(糰餅)の三重に旋れるに比へたといふ説は従はれぬ。假にマガリ餅といふ名と其實物とが上代から存したとしても、疲勞の極足がネヂパンのやうに曲つたと形容することは不當であるから、ミヘナス^{△△△△△}勾リテと訓み、ミヘは水瓮^{ミヘ}即ち水甕^{ミツカメ}をいひ、其腹壁の曲線を歩行になやませたまふ御脚の形に況へたものと解すべきである。但し邑名のミヘの原義は御戸^{ミヘ}で、神戸を意味したのであらう。若し然りとすれば坂部御厨^{ミクリヤ}が之に當り「神鳳抄」、今の三重村字坂部のことであるかも

知れぬ。坂部は和名抄の刑部郷をいひ、之を三重村と改稱するやうになつたのは近世のことであるから、舊三重は同地にあらずとして、和名抄の采女郷(上記内部村大字采女)を以て之に擬するものもあるのであるが「記傳」、尙精考を要する。

紀は左記の如く尾津の外は路次の地點を示さず、且歌詞をも少しく變改して居るが、單に省略の爲か、或は他に據があつたのか判明せぬ。

日本武尊於^レ是始有^ニ痛身、然稍起之、還^ニ於尾張、爰不^レ入^ニ宮簀媛之家、便移^ニ伊勢^ニ而到^ニ尾津、昔日本武尊向^レ東之歲、停^ニ尾津濱^ニ而進食、是時解^ニ一劍^ニ置^ニ於松下、遂忘而去、今至於此、劍猶存、故歌曰

尾張に 直に向へる 一つ松 アハレ 一つ松 人にありせば 衣させましを 大刀佩けましを

尾張に引返されたけれども、ミヤズ媛の家には入らず、直に伊勢に移られたとあ

るのは、今の美濃國海津郡即ち和名抄の尾張國海部郡の一部分を經由せられたことをいふので、不破郡方面から尾津に出る路次である。一松の側に佩劔を遺留せられたといふことは記にも見えるが、假に其やうな事實があつたとしても、供奉のものが御注意申上げたであらうし、取收める爲に人を遣はされることも可能であつたのに、其儘棄て置かれたとは考へられぬから、此は歌詞によつて傳誦者が附加へたものと思はれる。歌には單に松の姿のおもしろきを歎賞する意味があるのみで(歌謡篇参照)、實物の刀劔衣服の有無を問ふのではなく、宣長のいふが如く御刀を失はぬやうに守つて居た松の勳功を賞めたのでもない。或は上二句にミヤズ媛を思慕する情が籠つて居ると解するものもあるが、其に引つけることは却つて歌の風趣を破壊する結果になる。恐らくは皇子の御作ではなく、人口に膾炙した古歌であつたのを、此地を經由せられたといふ傳説に因んで附會したのであらう。されば記の所説の如き一傳を生じ、紀は無考察に之に従うたのであらうが、

前段出征の條下には尾張經由を説かず、爰に突如として昔日本武尊向東之歲云々としたのは矛盾である。

皇子は終に伊勢國ノボ野といふ處で薨去せられた。ノボ野は諸陵式に能褒野墓在伊勢國鈴鹿郡、兆域東西二町、南北二町、守戸三烟とあり、高津瀬村大字高宮に遺跡を存し、其西方野登村に其名殘を留めて居る。ノボ野も亦登野の謂で、鈴鹿山麓なる此地方一帯の呼稱であつたのであらう。昇天前後の光景についても紀記描寫を異にして居るが、前條の續きとして先づ紀の文をあげる。

逮于能褒野而痛甚之、則以所俘蝦夷等獻於神宮、因遣吉備武彦、奏之于天皇曰、臣受命天朝遠征東夷、則被神恩、賴皇威而叛者伏罪、荒神自調、是以卷甲戢戈、愷悌還之、冀曷日曷時復命天朝、然天命忽至、隙驪難停、是以獨臥曠野、無誰語之、豈惜身亡、唯愁不面、既而崩于能褒野、時年三十、天皇聞之、寢不安席、食不甘味、晝夜喉咽泣悲、擗、因以大歎之曰、我子

小碓王、昔熊襲叛之日、未_レ及_二總角_一、久煩_二征伐_一、既而恆在_二左右_一、補_二朕不_レ及_一、然東夷騷動、勿_レ使_レ討者、忍_レ愛以入_二賊境_一、一日之無_レ不_レ顧_一、是以朝夕進退、佇待_二還日_一、何禍兮、何罪兮、不意之間、倏亡_二我子_一、自_レ今以後、與_二誰人_一之經_二綸鴻業_一耶

俘囚を神宮に獻じたとあるのは、上掲竹水門の條下に、俘_二其首帥_一而令_二從身_一也とあるに呼應し、後段に佐伯部の起原を説く伏線を張つたのである(第九章参照)。皇子の上奏及詔勅の文は、勿論後人が意を酌んで草したので、古傳を漢譯したものでないことは、其文體によつても明白である。されば其辭句を強ひて古言に還元することは無益の業で、二三の熟字の如きは音讀する方が遙に優つて居る。記の所説は全然之と趣を異にし、上奏及詔勅の代りに左記の如く四首の歌を擧げて居る。其中始の三首は紀に景行天皇の御製として載せた思邦歌一篇を分割したものである。即ち

其より幸行_{イデマ}して、能煩野に到りましし時、國を思_{シヌ}びて歌_{ウタヒタマハク}曰

大和は國のまほろば。た_レなづく 青垣山 こもれる 大和しうるはし

又歌曰

いのちの 全けむ人は た_レみこも へぐりの山の くまがしが葉を う
すにさせ その子

此歌は思_{クニシヌビウタ}國歌なり。又歌曰

はしけやし 我家の方よ 雲_{ウネ}る立ち來_クも

此は片歌なり。此時御病甚急_{ニハカ}になりぬ。爾に御歌曰

をとめの 床の邊に わが置きし 劔の大刀 その大刀はや

歌ひ竟へて即ち崩_{カムアガ}りましぬ。爾_{カレハユマツクヒ}驛使_{ウチマツ}を貢上りき

最後の歌は前段に以_二其御刀之草那藝劍_一置_二其美夜受比賣之許_一とあると關聯して居るやうであるから、此皇子の御作とすべきであるが、果して臨終の詠であるか

は尙攷究の餘地があるやうである(歌謠篇参照)。驛使を以て奏聞したとあるのは勿論文飾で、其馬があつたなら御病氣の皇子を徒歩に惱ませまゐらせらるやうな事はなかつたであらう。

皇子の陵墓は上記の如く諸陵式には鈴鹿郡能褒野とせられて居るが、其外に副陵が存したので記には次の如く説かれて居る。

是に倭に坐す后等及御子等もろもろ下り到^キまして、御陵^{ハカ}を作りて其地^{ソコ}の那豆岐田^{ハヒモトホ}に匍匐廻りて哭^{ネナ}きつゝ爲^{ウタヨミシタマハク}レ歌曰

なづきの 田の稻莖^{イナガヲ}に いながらに 匍^ムひもとほろふ ところ葛^{ヅラ}
是に八尋の白智鳥と化^ナりて、天に翔りて濱に向き飛行きましぬ。爾その後及御子等、その小竹の荻杖^{アシコムラ}に足踏破るれども、其痛みを忘れて哭^{ネナ}きつゝ追ひま^{ウタ}しき。此時の歌曰

あさしぬ原 腰なづむ 空は行かず 足よ行くな

又その海鹽^{ウシホ}に入りまして、なづみ行きます時の歌曰

海が行けば 腰なづむ 大河原の うゑ草 うみがはいざよふ

又飛びて其磯に居たまふ時の歌曰

濱つち鳥 濱よは行かず 磯づたふ

此四の歌は皆その御葬に歌ひき。故今に其歌は天皇の大御葬に歌ふ也。故その國より飛び翔り行きて、河内國の志幾に留まりましき。故其地^{ソコ}に御陵を作りて鎮^イひ坐せき。即ち其御陵を號けて白鳥の御陵といふ也。然れども亦其地より更に天に翔りて飛び行^イにましき

文中に斷つてあるやうに、此四首は挽歌の類で(歌謠篇参照)、大葬に用ひることを例とするのであるが、其起原は倭建命の薨去の際にあるといふ傳説が存したのである。さりながら前後の話は歌詞を敷衍して潤色を加へたものゝやうで、事實と

しては甚辻棲が合はぬ。即ち薨去地に御陵を作り、遺族の方々が其ナヅキ(觸接)田を徘徊して居る中に、皇子の御魂は八尋のシラチ(白靈)鳥と化し、空を翔つて濱に向うたので、足跡——跡は腓と通用するものと見て、雄略天皇の御製中のタコムラ(手腓)といふ語に準じ、アシコムラと訓むべきで、宣長が字書によつて別と同義とし、アシキリと訓したのは従はれぬ——の破れるのも厭はず、笹原を分け海に追ひ入り、磯に追ひ上つたとあるにも拘はらず、其行方を尋ねて河内國に赴いたとも、其國で靈鳥を發見したのは誰であつたとも説かれて居らぬのは奇怪とすべきである。されば紀には歌詠を擧げず、靈鳥出現と陵墓築造とのみを次の如く叙述して居るのである。

即詔^ニ群卿^ニ命^ニ百寮^ニ仍葬^ニ於伊勢國能褒野陵^ニ時日本武尊化^ニ白鳥^ニ從^レ陵出^之指^ニ倭國^ニ而飛^之群臣等因以開^ニ其棺櫬^ニ而視^レ之明衣空留而屍骨無^之於^レ是遣^ニ使者^ニ追^ニ尋白鳥^ニ則停^ニ於倭琴彈原^ニ仍於^ニ其處^ニ造^レ陵焉白鳥更飛至^ニ河内^ニ

留^ニ舊市邑^ニ亦其處作^レ陵故時人號^ニ是三陵^ニ曰^ニ白鳥陵^ニ然遂高翔上^レ天徒葬^ニ衣冠^ニ因欲^レ錄^ニ功名^ニ即定^ニ武部^ニ也是歲天皇踐祚四十二年焉

琴彈原コトヒキの陵址は南葛城郡秋津村大字富田に在り(大和志)、舊市の其は南河内郡古市町大字輕墓に存する。——志幾(志岐)には遺跡がないが、古市を距ること遠からぬ地であるから、或は同じ陵墓を意味するのも知れぬ——前者は能褒野陵が都を距ること遠く、弔祭に便ならずとして御父天皇の御代に設けられた副陵で、河内の白鳥陵が仲哀天皇の御即位後大和から移されたものと思はれることは、次卷第三章に於て論述する通りである。白鳥出現の靈奇は勿論或時代の人に信ぜられたことで、遂に天翔り飛去つたとあるのも、靈魂歸天の信仰に合致するが、棺櫬を開いたら明衣アカルタヘのみが残つて居たといひ、徒葬^ニ衣冠^ニとあるのは筆者の潤色であらう。

日本武尊の御子として紀記に傳へられたのは左記の九柱である。——兩者一致するものは便宜上記の用字に従ひ、紀の傳を括弧内に掲げる。

帶中津日子命(足仲彥天皇)。 母伊玖米天皇之女布多遲能伊理毘賣命(兩道入
姫皇女)

布忍入姫命〔紀〕。 母兩道入姫皇女

若建(稚武)王。 母弟橋比賣命〔記〕——兩道入姫皇女〔紀〕

稻依別王。 母近淡海之安國造之祖意富多牟和氣之女、布多遲比賣〔記〕——兩

道入姫皇女〔紀〕

建貝兒(武鼓、武卵)王。 母吉備臣建日子之妹大吉備建比賣(吉備穴戸武媛)

十城別王〔紀〕。 母吉備穴戸武媛

足鏡別王〔記〕。 母山代之玖玖麻毛理比賣

息長田別王〔記〕。 母一妻

稚武彥王〔紀〕。 母穗積氏忍山宿禰之女弟橘媛

即ち記には六柱とし、紀には七柱を擧げて居るのであるが、稚武王と稚武彥王とは別人なるが故に、紀の所傳を可とし、足鏡王は紀の此章下には見えぬが、仲哀紀に天皇の異母弟蘆髮蒲見別とあるに當るものゝやうであるから、實在者とせねばならぬ。其外の相違は息長田別王の名が紀に見えず、布忍入姫と十城別王とが記に擧げられて居らぬことにあるが、左に各別に之を考察する。

帶中津日子命(足仲彥天皇)。 仲哀天皇の御事であるが、中津日子(仲彥)と稱へられたのは、御生母が布多遲の入姫で(第三卷五六頁)、布多遲比賣と同氏人と見なされたから、其所生なる稻依別王と、稚武王との中間の御子といふ意であらう。タラシは屢々述べたやうに足主タラシを意味する尊號である。

布忍入姫命。 オシ(忍)は大オホに通ずる美稱、ヌは磯城の舊地名で(第四一頁)、其地に入姫とられたが故に、淳之ヌ(布は借字)オシ入姫と稱へられたのであら

う。此王女の事蹟は傳はらず、記には其名も見えぬが、此故を以て架空人物と斷することは出来ぬ。——或は五百野皇女の後を承けて神宮齋主に任ぜられたのかも知れぬ。

若建(稚武)王。上記の如く仲哀天皇を帶中津日子命と申上げた所を見ると、御弟があつたとせねばならぬから、紀に兩道入姫皇女の所生とあるのが正傳で、記が之を弟橋比賣の子としたのは、後記の稚武彥王と混同した爲であらう。此王子の後裔は記に次の如く傳へて居る。

若建王——須賣伊呂大中日子王 母飯野眞黑比賣——迦具漏比賣命 母淡海之柴野入杵之女柴野比賣

但し此迦具漏比賣が景行天皇に娶されて大江王を生みまらせたといふ傳承の信すべからざることは序説に論じた通りで、大江王の後胤も舉示せられて居るが、倭建命の血統でないことは明白であるから、前に第一章中に掲げた

(第四六頁)。

稻依別王。紀には兩道入姫の所生とし、第一位に擧げて居るが、稻依を號とする所を見ると、日子坐王四世の孫多牟坂王の母と稱せられる河俣稻依毘賣(第二卷一三四頁)と所縁を有するものとすべきで、記の開化天皇の卷にあげた系譜には少しく疑があるが、或は安國造意富多牟和氣が此女を娶つて布多遲比賣を生み、其腹から出た王子なるが故に外祖母の稱號を繼承せられたのではあるまいか。若し然りとすれば記の所傳の如く生母は布多遲比賣で、仲哀天皇の異母兄とすべく、紀に兩道入姫とあるのは、類名なるが故に混同したのであらう。イナは地名で、今の近江國愛智郡稻村、同郡稻枝村大字稻富及稻部、同郡葉江見村大字稻葉等は其名殘と思はれるが、此地域は和名抄の神崎郡神崎郷に當り、古の愛智川流域に位するから、其河俣に祭られた神社(恐らくは神名帳の川桁神社)の齋女であつたが故に河俣稻依毘賣と呼ばれ、

其孫なる此王子が其領地と稱號とを繼承せられたものと思はれる。後裔を犬上君と稱するのも近江國犬上郡に占住したからで、此地方に特別の緣故があつたことの證據とすべきである。

建貝兒王。母氏については既に第四章(一五一頁)に考證した。紀に此王子の名を武鼓王と武卯王との二様に書きわけて居るが、孰れか一方を誤とすべきで、釋紀帝皇系圖にも武鼓王とある所を見ると、タケツツミとする一異傳の存したことは疑なく、タケ(武)は美稱、ツツミは鳴物を意味するから(三一二七頁)、同じ意味を以て建貝(螺貝)の兒とも稱へられたのかも知れぬ(三一三二頁)。從來卵を卯の誤寫とし、記に準じてカヒコと訓ませて居るが、カヒコといへば養蠶の意になり、卯の古言はコの外はないから、若し卵とすればタケコのみコと訓むのであらう。此王子は紀記共に讚岐綾君の祖といふことに一致し、記は其外に伊勢之別、登袁之別、麻佐首及官首之別をも其後裔として居

るが、他の皇別諸氏と共に第八章に於て考察する。

十城別王。記には此名が見えぬが、紀に伊豫別君之始祖也とある所を見ると實在者とせねばならぬ。大和の十市の例によれば、十城はトホキと訓み、遠方の城の意であらう(第八章参照)。

足鏡別王。生母山代之玖玖麻毛理比賣はククマといふ地のモリ(守)の女であらうが、山代とあるのは第八章に論ずるやうに誤傳と思はれる。此王子は仲哀紀に蘆髮蒲見別王、舊事紀に葦敢竈見別王命とあると同人で、カガミは恐らくはカマミの轉呼であらう(二八六頁)。名の義及其後裔と稱せられる鎌倉之別、小津石代之別、漁田之別(記)については第八章に於て説明する。

息長田別王。一妻の所生とし、其子孫を次の如く傳へて居る。

―飯野眞黒比賣

息長田別王――杵俣長日子王――息長眞若中比賣

諸妃及王子女

―弟比賣

此飯野眞黒比賣が上掲の若建王に嫁したとある所を見ると、飯野も亦近江の一地名と思はれるが、所在を詳にせぬ。息長は坂田郡の里名である(第二卷一九二頁)。

稚武彦王。 上記の如く此王子は記に弟橘比賣の出として擧げた若建王に相當する。生母弟橘媛の出自について前々章(第一七八頁)に考證した。

舊事本紀には忍山宿禰の女弟媛(一本弟橘媛)の所生として、右の稚武彦王以下九柱をあげ、總計十五王子女として居る。即ち

稚武彦王命。 尾津君、揮田君、武部(君等祖)

稻入別命。 ― 稻依別王の重出であらう。

武養蠶命。 波多臣等祖 ― 武卯王とは別人とせられて居る。

葦取竈見別命。 竈口君等祖 ― 上記足鏡別王に相當する。

息長田別命。 阿波君等祖 ― 記には上掲の如く一妻の出とある。

五十日彦王命。 讃岐君等祖 ― 景行皇子五十河彦命(讃岐直等祖)の混入であ

らう(第二八八頁参照)。

伊賀彦王。 ― 右の五十日彦王の重出か。

武田王。 尾張國丹羽建部君祖

佐伯命。 參川御使連等祖

右の如く重複と思はれるものが多く、皇子に先つて非業の死を遂げた弟橘媛が此やうに多産であつたとは考へられぬから、息長別王以外にも他の妃の所生が混入して居るものとせねばならぬが、尙全然架空の人物と見ることも出来ぬから、第八章分封の條下に於て更に考證を試みることにする。

第七章 東國巡狩

資料の出所——高橋氏文——史的價值——常陸風土記の所傳

紀には五十三年及五十四年の條下に次の如き記事を掲げて居る。

五十三年秋八月丁卯朔、天皇詔群卿曰、朕顧愛子何日止乎、冀欲巡狩小碓王所平之國、是月乘輿幸伊勢、轉入東海、冬十月至上總國、從海路渡淡水門、是時間覺賀鳥之聲、欲見其鳥形、尋而出海中、仍得白蛤、於是膳臣遠祖名磐鹿六鴈、以蒲爲手繩、白蛤爲膾而進之、故美六鴈臣之功而賜膳大伴部、十二月從東國還之、居伊勢也、是謂綺宮。

五十四年秋九月辛卯朔己酉、自伊勢還於倭、居纏向宮。

天皇の巡幸の如きは省略を許さざる重要史實であるのに熊襲親征と同じく、記が

一言も之に觸れて居らぬ所を見ると、此記事の資料は稗田阿禮の舊辭誦習後に發見せられたものとせねばならぬ。後記の如く常陸風土記にも此天皇に關する記事があるが、紀の所傳と一致せぬのみならず、崇神朝の征旅、日本武尊の東方經略に徴するも、紀の編者が此風土記を參酌した形跡はないから、其資料は別に存したと推定すべきである。案するに其は持統天皇の五年に徴集せられた膳部カシハデ氏の纂記で、其原文は殘存せぬが、若干の改竄増補を加へて高橋朝臣家(膳臣の改姓)に傳へられ、本朝月令、年中行事秘抄、政事要略等に引用せられて居る。紀の所説は勿論之に基くものではないが、原文を求めることの出來ぬ今日では、事實の有無を論究する手段としては、右の高橋氏文の批判から始める外はないから、以下伴信友の校注によつて上掲の紀の文に關係のある部分を掲げて検討を試みる。

本朝月令に引用した高橋氏文は相當に長文であるから、便宜上數段に區分し、

論議を加へつゝ記述する。其文は次の如く書き記されて居る。

掛カケマクモリシコキ 畏ニアメノシタシロシメシ 卷向日代宮 御 宇 大足彦忍代別天皇、五十三年癸亥八月、詔

群卿曰、朕顧愛子一何日止乎、欲巡狩小碓王又名倭武王所平之國、是月行幸於伊勢、轉入東國、冬十月到于上總國安房浮島宮、爾時磐鹿六ミトモニ獯命從駕仕奉矣

年月次及詔辭は紀の所傳と同一であるが、偶合と見るべからざるは勿論、上代の年紀、干支、月日次は紀の編者の作爲と認定すべき理由があるから(第一卷三二頁以下)、紀が高橋氏文に準據したのではなく、後者が紀に基いて改修を施したものとせねばならぬ。以下の叙述と文體を異にして居るのも其加筆なることを旁證するものである。紀に至る上總國「從海路」渡「淡水門」とあるに從はなかつたのは、家傳を維持した爲と思はれるが、浮島宮は常陸風土記に同國信太郡浮島之帳宮トヤリとあるに當るもの、やうで、安房國には此名が聞えず、之に反し淡水門は記にも此

朝定められたとあるから(第一六頁)、紀の編者が原説を改記したのであらう。イハカムカリの命は第二卷(一七二、一七三頁)に述べたやうに膳臣の始祖である。

天皇行幸於葛飾野、令御獵^{ミカリ}矣、太后八坂媛波借宮爾御坐^{マシマシ}、磐鹿六獺命亦留^{トドマリ}侍、此時太后、詔^{ミコトノコト}磐鹿六獺命、此浦聞^ミ異鳥之音、其鳴^{ナリ}賀我久久^{ガクガク}、欲^{ホシ}見^ミ其形、即磐鹿六獺命、乘^{ノリ}船到^キ于鳥許、鳥驚飛^{トビ}於他浦、猶雖^{モトモ}追行^{ツグ}、遂不^ス得捕^ツ、於^コ是磐鹿六獺命詛曰、汝鳥戀^ニ其音^ニ、欲^シ見^ル其貌^ヲ、飛^ニ遷他浦^ニ、不^レ見^ル其形^ヲ、自^レ今以後、不^レ得^レ登^ル陸^ニ、若大地下居必死、以^ニ海中^ニ爲^ス住處^ニ。

安房から葛飾までは相當の距離があるから、遊獵の爲にもせよ、或は其は口實で巡狩が目的であつたとしても、南方に偏した此行宮を足溜として態々來往せられたとは考へられぬことで、地の理に通ぜざる都人士が想像を以て脚色したのではないかと思はれる。原説は恐らくは單に天皇の御不在中、留守の太后がガクガクと鳴く鳥を見たいと所望せられたとあつたのであらう。——八坂媛としたのは、

五十二年の紀に播磨大郎姫薨去の後を承けて、此貴女が皇后に冊立せられたとあるに因るのであらうが、其は成務天皇の御生母なるが故に紀の編者が特に推戴したので(第二八頁)、事實的根據とすることは出來ぬ——こゝには此鳥を捕へ得なかつたとあるが、塵袋所引の常陸風土記には後記の如く、伊賀理命といふものが之を捕へたので、鳥取といふ姓を賜はつたとある。賀我久久はガクガクと訓み、紀の覺賀又は風土記の賀久賀と同じく鳴聲によつて與へた名稱で、釋紀に安大夫説美左古とあるのは據のあつたこと、見え、和名抄の鴨鳩^{モウコ}の條下にも此説を引いて居る。

還時顧^{トモ}舳^{トモ}、魚多追來、即磐鹿六獺命、以^ニ角弭之弓^ニ當^ニ游魚之中^ニ、即着^レ弭而出、忽獲^ニ數隻^ニ、仍名曰^ニ頑魚^ニ、此今諺曰^ニ堅魚^ニ、今以^レ角作^ニ鈎柄^ニ、釣^ニ堅魚^ニ、此之由也、船遇^ニ潮涸^ニ、天渚上爾居奴、掘出止爲爾得^ニ八尺白蛤一貝^ニ。

鳥は遁げてしまつたが、之を追ひかけて海上に出た機會に堅魚と大白蛤とを獲た

といふので、頑魚はカタヲと訓み、弭で突かれても避けることを知らぬ頑愚なる魚を意味し、ニカツヲ(堅魚)といふ名稱は之から出たと説いたのであるが、カツヲがカタヲの轉呼であるとするれば、乾し固めた魚といふ意で、鯉節を以て其名の起原とせねばならぬ。注文によれば鯉鉤には或時代まで角を幹柱としたもの、やうで(ミクロネシア民族誌第一六〇圖参照)、俗にバケと稱して今も尙用ひられる偽餌のことではあるまい。白蛤は紀にウムギと旁訓せられ、ウ(大)ム(肉)カヒ(貝)の約轉であるが(四―一二三頁)、若し特に白色のものなることを表現する必要があるとすれば、シロウムギと稱へてもよい。

磐鹿六獨命、捧ツ件二種之物ニ獻ニ於大后、即大后譽給比悅給且詔久、甚味清造イトウマクキヨクツクリ
 欲レ供ニ御食、爾時磐鹿六獨命申久、六獨命ツクラセ祈理ニ天將ニ供奉、止白天遣喚ニ無邪志
 國造上祖大多毛比、知々夫國造上祖天上腹天下腹人等ニ爲レ膾、及煮燒雜マダ造盛
 天見メシ河曲山梔葉ハジ天高次八枚爾刺作利、見メシ眞木葉ヒラスキ天枚次八枚爾刺作天、取ニ日

影ニ天爲レ縷、以ニ蒲葉ニ天美頭良平卷、採ニ麻マ佐氣葛キヅラ且多須岐仁加氣爲レ帶、足纏アシマキ
 乎結ユヒ天供ツナヘ御雜マツリクサクサノモノヲ物乎ヲ結ツナヒ飭ヲ天乘輿オホキミノ從リ御獵カヘリイリマス還御入坐時爾爲ニ供奉

大多毛比は无邪志國造兄多毛比命のことで(二二二〇三頁)、知々夫國造の始祖知々夫彦は八意思金命十世孫とあるから(國造本紀)、其神の兒と稱せられる表春命及下春命(五―二二三頁)の子孫といふ意を以て、天上腹天下腹人というたのであらうが、表春命とは直接關係がないのであるから、無稽の説とせねばならぬ。河曲山は和名抄に安房郡河曲(加波和)とある地の山をいひ、高次、枚次は高坏、平坏の意、ヒカゲ(二二―一三三頁)、ミヅラ(二一九三頁)、マサキヅラ(二二―一三四頁)、タスキ(三―一三三頁)等は皆高天原傳説に見えた語であるが、仔細に考察すると、こゝの用法には不合理の點がある。ハジ(櫛)やマキ(檜類)の葉は飲食器とするに適せぬもので、饌具の裝飾として枝ごめに刺立てたといふ信友の説は強辯の嫌がないでもない。上古は或る種の樹葉をカシハと稱へ、食物を盛るに用ひたばかりではな

く、之を折疊んで蓋に代用し、キノカシハ（酒粕）とも稱したが（日本古俗誌一〇三頁）、其以外に高坏、平坏等の原料に樹葉を供用したとは考へられぬ。右の如く考察すると、此一節は古習が不明になつた後の世に於て、古書に準じて偽作せられたものと見ねばならぬ。

此時勅久誰造所進物問給、爾時太后奏、此者磐鹿六獺命所獻之物也、即歡給此譽賜天勅久、此者磐鹿六獺命、獨我心耳波非矣、斯天坐神乃行賜倍留物也、大倭國者以三行^{オコナフワザ}事^ニ負^レ名國奈利、磐鹿六獺命波朕我王子等爾阿禮子孫乃八十連屬爾遠久^{ウミノコヤツツギ}長久天皇我天津御食^{イハヒ}平齋忌取持天仕奉止^{オホセ}負賜天、則若湯坐連等始^{トホツオヤ}祖、物部意富賣布連乃佩^{ハケル}大刀平令^ニ脱置^ニ天副賜支

文意は明白で、天皇が御賞美の餘り、汝は子々孫々に至るまで、天津日嗣の御饌に奉仕せよと仰せられて、侍臣の一人の佩びて居た大刀を賜はつたといふのである。阿禮は意禮（四一三二、一四六頁）（第一卷一四六、一四八頁）と同じく、吾を第二人

卑稱に轉用したので、子孫八十連屬は神代紀一書にも用例があり（六一一九頁）、ウミノコのヤツツギと訓むべきである。——信友が阿禮と子孫とをつゞけてアレミコと訓み、生れまさむ皇子達の意としたのは誤訓誤解である。

又此行事者、大伴立雙天、應^ニ仕奉^ニ物止在止勅天、日豎日横、^{カゲトモソツトモ}陰面背面乃諸國人乎^{サキ}割移^ニ天大伴部止號^ニ天賜^ニ磐鹿六獺命^ニ

此一節は膳之大伴部を定められた事をいふので、其要點は

- (一) 奉膳の際には大伴を立雙べることを例とした。
- (二) 之が爲に東西南北から大伴を徵集せられた。——日豎（縦）、日横を東西とすることは成務紀の記事と矛盾するが（次卷参照）、萬葉集第一卷藤原宮御井歌にも同一用例があるから、後世は其やうに誤解せられ、カゲトモ（南）、ソトモ（北）に配して用ひられたのであらう。
- (三) 此大伴部をイハカムカリの命に賜はつた。換言すれば同人を其部長に任せ

られた。

といふにある。紀にも之に言及し、其家傳の史的價値に關係する重要事項であるが、項を改めて論ずる。

又諸氏人、東方諸國造十二氏乃枕子、各一人令進天平次比例給天依賜支

國造十二氏の名は明示せられて居らぬが、此時代に既に定賜せられた國造は、阪東地方には極めて少數であるから(次卷第二章參照)、記の東方十二道といふ慣用句によつて漫然十二國造が配置せられてあつたものと臆測したのではあるまいか。

枕子も亦他に用例がないが、字の義としては意をなさぬから、或はマケル(所任)子即ち指定氏人の謂であるかも知れぬ。平次(平坏)を賜はつたとあるのは、後世の賜蓋から思ひついたもので、ヒレは廷臣の朝服に用ひた褶ヒラヒを意味する〔古語大辭典〕。

山野海河者、多爾久久乃佐和多流岐波美、加弊良乃加用布岐波美、波多乃廣物、波

多乃狹物、毛乃荒物、毛乃和物、供御雜物等、兼攝取持天仕奉止依賜、如是依賜事

波朕我獨心耳非矣、是天坐神乃命叙、朕我王子磐鹿六獨命諸友諸人等アドモヒ催率天慎

勤 仕奉止仰賜誓賜天依賜岐

タニグクのサワタル極ミ(四一七五頁)の對句として用ひられたカヘラの通フ極ミは、信友の説の如く舟楫の通ずる限りといふ意で、カはカイ(權)、カヂ(梶)、カコ(舟子)等の語幹、ヘラはヒラ(平)から分れ、犁のヘラ(鏝)の如く區平部の意を以て連結せられたのである。

是時上總國安房大神平御食都神止坐奉天、爲若湯坐連等始祖、意富賣布連之子

豐日連乎令火鑽天、此乎忌火止爲天、伊波比由麻閉天供御食、並大八洲爾像天

八乎止古、八乎止咩定天、神嘗大嘗仁仕奉始支、但云安房大神者、爲御食津神今大

膳職祭神也、今令鑽忌火大伴造者、物部豐日連之後也

此は此傳説の脚色者が舞臺面を安房國に選んだ動機を自白するもので、但書に明

瞭に現はれて居るが、左記の理由により妄誕なりとせねばならぬ。

(イ) 大膳職に祭祀する御食津神〔三代實錄〕〔式〕に安房大神を擬したのは、アハ(粟)といふ語に附會したので、安房社の祭神は太玉命とあるから(五一―一六〇頁)、御食津神とせらるべき理由がない。

(ロ) 神今食、大嘗祭等に忌火を鑽ることを世襲した大伴造〔式〕は、安房國造なる大伴直〔國造本紀〕と同氏であらうが、其は出雲系で、物部族ではない。

伊波比由麻閉とあるユマへはユミ(イミと同語)の進行格ユマヒを更に他動詞形に轉じたもので、淨くすることをいひ、——信友が年中行事秘抄に従うて由麻麻閉と改めたのは誤である——八乎止古、八乎止咩は御膳神八座〔大膳式〕に奉仕する少年男女各一人のことであらう。

以三同年十二月、乘輿從_レ東還_コ坐於伊勢國綺宮、五十四年甲子九月、自_三伊勢_一還_コ幸於倭纏向宮_一

綺宮の遺跡は能褒野陵に近い處にありと謂はれ〔宮所記〕、同村に式内倭文神社があるのもカムハタ(神布)と縁があるやうに思はれるが、景行天皇が日本武尊の遺跡を弔はれたといふ事實が立證せられぬ限り、特に此地に駐蹕あらせられたとも考へられぬから、或は倭姬世記に圓方機殿とある地で、後章(第三〇―一頁)伊勢風土記殘簡の所説の如く、此地に行幸せられたといふ口碑が存し、之を綺宮として爰に附會したのであるかも知れぬ。

以上はイハカムカリの命の子孫が膳職長^{カシハデノラサ}を世襲とする由緒を述べたもので、政事要略〔第二十六卷〕に引いた一段にも、其薨去を悼む宣命中に

六鴈命乃御魂乎膳職爾伊波比奉天春秋乃永世乃神財止仕奉志迷牟、子孫等乎波長世乃膳職乃長止毛上總國乃長止毛淡國乃長止毛定天、餘氏波麻介太麻波天乎佐女太麻波牟、若之膳臣等乃不_三繼在_一、朕加王子等乎之天他氏乃人等乎相交天波亂良之女之

といふ勅旨があつたとあり(信友考注による)、安閑天皇元年の紀に、内膳卿膳臣大
麻呂といふものが勅を奉し、使を遣はして珠を伊甚國(上總國夷隅郡)に求めた所
が、其國造稚子直等が入京をおくらし、速に進貢しなかつたので、大に怒つて此
國造等を收縛したといふ逸事がある。當時内膳卿といふ官名が存したとは思はれ
ぬが、大麻呂が其職に任じたことは事實らしく、後の大膳大夫と同じく、諸國の
調雜物を管掌したから(令義解)、御料の珠(眞珠)を徵發することにも關與したの
であらう。其以來此氏人が膳職を世襲したことも有り得べきで、カシハデといふ
稱呼と、膳又は膳部といふ文字によれば、其氏姓が之から出たと信じたのは寧ろ
當然であるが、紀の記事にも高橋氏文にも賜姓には言及せず、天皇から授けられ
たのは膳大伴部とあるのである。——姓氏錄高橋朝臣の條下にのみ、供_ニ獻大蛤_ニ
于_レ時天皇喜_ニ其奇美_ニ、賜_ニ姓膳臣_ニとあるが、此時代には一般に賜姓といふことは
なかつたやうである——さればイハカムカリの命の後裔がカシハデの臣と稱した

のは、膳大伴部の大身_{オホミ}即ち部長といふべきを略したものとすべきで、宗家が高橋
朝臣と改稱した後に於ても、和泉國在住の膳臣及大鳥膳臣(姓)の外に、カバネの
ない膳大伴部(左京)といふ一氏が存した。姓氏錄には之をも大彦命孫磐鹿六雁命
之後也とし居るが、部衆は必しも部長と同一血族ではなく(五―二五五頁)、他氏族
人が編入せられることもあるのであるから、此大伴部も亦部名から氏名に轉じた
ものとせねばならぬ。右の如く膳大伴部と稱する一民部の存した事については
疑がないが、其を膳夫(膳部)の集團と見ることは、左記の理由により不當とせね
ばならぬ。

(二) 供御が豪奢になつた後に於てすらも、令によれば御食の調進に任ずる内膳
司の膳部は四十人に過ぎず、神饌、佛供、釋奠、齋會等の庶食を掌る大膳職の
膳部百六十人を併せて、二百人を定員として居るのであるから、之を大伴部
と稱へることは不當であるのみならず、此名を以て呼稱した例もない。

(三) 高橋氏文によれば、此行事(即ち奉膳)は大伴立雙天應三仕奉一物とあるのみで、大伴をして調理に任せしめよと仰せられたのではない。之を膳夫の多くの伴を率て奉仕せよといふ意に取なした信友説は牽強で、文面からいへば威儀又は警衛の爲に大伴を並列して行へと勅諭せられたものと解する外はない。即ち御食調進者と大伴とは全然別個の職責を有するのである。

(三) 大伴の原義は大部隊であるが(三二二七頁)、來目部と同じく(五二二五七頁)、専ら軍旅をいふに用ひられたのであるから、右の場合にも兵勇堵列と解すべきで、普通の軍團以外に膳部專屬部隊といふものが存したとは思はれぬ。

加之カシハデは炊葉^{カシハ}即ち食物を盛る葉に代はるもの、謂から、膳の義にも給仕人の意にも轉用せられたので、膾^{カシハ}を作る突人、其他の食物を調理する御食人と同義語として用ひるやうになつたのは、恐らくは膳部といふ職名が出来てからであらう。例へば神武天皇が忍坂の大室に於て八十建に配當せられた八十膳夫は(記)、

明に宴席を周旋する給仕人で、食物調理に與らなかつたればこそ、合圖を聞いて一齊に賊虜に打かゝることが出来たのである。されば白蛤と堅魚との料理を奉つた事實があつてもカシハデといふ名號を授けられた筈はなく、大伴部と稱する部衆を賜はる理由がない。此朝に於て日堅、日横及陰面背面の諸國人を割^{サキ}移して、大伴部を編制せられた事實があつたとすれば(高橋氏文)、其は一軍隊を新設せられたものと解すべきで、之をカシハデの大伴部と名づけられたのは、カシハデに膳又は膳夫以外の意味があつた爲とせねばならぬ。既記の如く膳夫として日本武尊に配屬せしめられた七拳脛は、記に久米直之祖とある所を見ると來目部の頭目で、大伴武日連の副將と思はれるから(第一六八頁)、廢語となつたけれども、カシハデに補佐又は補助者の意があつたものと推定せられる。或はアイヌ語のイ・カシマレ(附加)と同語で、接頭語イを除きカシハデと轉呼せられたのであるかも知れぬ。若し然りとすればヤマト語ではなく、此當時東國に流通した俗語を其まゝ

用ひたので、甲斐の酒折宮に於て鞆部を定めて武日連に給はつたと同様に、日本武尊の征略の結果歸順した房總の壯丁を以て一部隊を新設し、イハカムカリの命を其部長に任ぜられたものと思はれる。同人が一旦東國に下り、新部隊の組織及訓練に従事したことは勿論で、高橋氏文に上總國乃長とも、淡國乃長とも定められたとあるのは之を意味し、恐らくは整頓後地方名族を部將に任じ、之に指揮を委ねて歸東したのであらう。阿波(安房)の初代國造大瀧が大伴直と稱したのは之に因るもの、やうである(次卷第二章參照)。其故にイハカムカリの命の子孫は膳大伴部臣又は略して膳臣とも名乗り、安房國造及之と同族の伊甚及無邪志國造の監督に任じたので、上記の如く魚貝調進の爲に無邪志國造を喚び寄せたといふ説も生まれ、膳臣大麻呂は伊甚國造稚子直等の緩怠を憤つて、之に私刑を加へようとしたのである〔安閑紀〕。

膳臣家と安房、上總との關係は右によつて判明し、白蛤、堅魚の新理云々は、カシハデといふ名稱の誤解から生まれた附會説であることも亦、疑の餘地がなくなつたが、天皇の東巡は果して史實なりやといふ問題が残されて居る。少くとも常陸國民は之を信じて居たと見えて、同國風土記には次の如き記事がある。

〔行方郡香澄里〕 古傳曰、大足日子天皇、登_コ坐下總國印波鳥見丘、留連遙望、顧_レ東而勅_ニ侍臣_一曰、海即青波浩行、陸是丹霞空朦、國在_ニ其中_一、朕目所_レ見者、時人由_レ是謂_ニ之霞郷_一。

〔信太郡碓井〕 古老曰、大足日子天皇、幸_ニ浮島之帳宮_一、無_ニ水供御_一、即遣_ニ卜者訪占_一、所穿之、今存_ニ雄栗之村_一。

右によれば信太郡浮島(今も稻敷郡の東部に浮島と稱する一嶋がある)に行幸せられたといふので、浮島といふ名稱が高橋氏文の安房國浮島宮と偶合であると斷定することは困難であり、殊に此地に關しては塵袋第三卷にあげた次の如き傳説がある。

風土記案^{ヲズルニ} 常陸國河内郡浮島ノ村鳥アリ。賀久賀鳥ト云フ。ソノ吟嘯ノ音聲
アイシツベシ。大足日子天皇此ノ村ノカリミヤニトバマリ玉フコト卅日、其
間天皇此ノ鳥ノ聲ヲキコシメシテ、伊賀理命ヲツカハシテ、網ヲハリテトラ
シメ玉フ。悦感シ玉テ、鳥取ト云姓ヲ給ヒケリ。其子孫イマニ此ノ所ニスム
ト云ヘリ

河内郡は和名抄によれば、信太郡と筑波郡との間に介在したもの、やうであるが
(近世まで存した河内郡の境域とは全然入換つて居る)、風土記に信太郡は筑波茨
城二郡を分割して設置せられたとある所を見ると、同書編纂當時には尙存立しな
かつたものとすべきで、其故に全然記事を缺いて居るのである。然るにこゝに河
内郡浮島としたのは奇とすべきであるが、恐らくは塵袋の筆者が其時代の區劃に
従うて改記したので、記事の内容は偽作ではあるまい。現存の風土記には多くの
逸脱があるから、此一條の収録せられて居らぬことは敢て奇とするに足らず、古

本には信太郡の下に掲げてあつたものと思はれる。

此文によれば捕鳥を命ぜられたのは天皇で、伊賀理命といふものが之を捕へて
獻じたとあり、高橋氏文とは相違するが、ガクガ(ガクガク)といふ珍しい名の鳥
に關する同時代の話の原型がいくつも存したとは考へられぬ。——既記の熱田縁
起にも稻種公が覺賀鳥を捕へんとし、海に出で、溺死したといふ一條があるが、
後世(寛平時代)の著述であるから、書紀其他から思ひついたことも有り得べきで
ある——察するに膳臣氏の一員が曾て常陸方面に官遊中、此口碑を耳にして、イ
カリ(イは接頭語で狩の意)といふ語が祖先の名號ムカリ(御狩の轉呼)と似て居る
ので、之を種にして所縁の地アハ(安房)に結びつけ、膳職世襲權の主張に利用し
たのであらう。

日本武尊追憶の目的を以て東巡せられたとあるにも拘はらず、皇子の轉戦せら
れた地方を餘所に見て、由縁もない安房に行幸あらせられたと説いた高橋氏文が

頗る矛盾であることは上述の通りであるのに、紀の編者が之に迷はされたのは、此御代に於て膳大伴部の新設の外に、東之淡水門を定められたといふ傳承が存したからであらうが、東之淡(阿波)はいふまでもなく安房のことで、其水門は今の湊川の河口をいひ、日本武尊の經略の結果、此地方が歸順し、大和との交通が開けたから、新に港津を指定せられたことをいひ、——恐らくは膳大伴部編制の爲に出張したイハカムリの命などが最初の渡航官員であつたのであらう——行幸の實證とすることは出来ぬ。

右の如く考察すると、東巡説の眞偽は一に常陸風土記に収録せられた口碑の史的價值によつて決定せられるのであるが、往復の御路次に何等の傳説も残らず、常陸の浮島にのみ乘輿の跡を留めたとは考へられぬことであるから、日本武尊の事蹟が肥前國に於て語り傳へられたと同様に(第一五三頁)、此皇子が巡撫せられた地方なるが故に、御父天皇の御名を借用したことも有り得べきで、史實と認むべ

き根據は薄弱である。之を要するに上掲の紀の文は膳部氏の纂記に誤られたものとして、之を抹殺すべきであらう。

第八章 分封

既出諸后妃の所生——五十河媛の所生——高田媛の所生——大田根の所生——襲武媛の所生——御刀媛の所生——母氏不明の皇子——日本武尊の後胤

景行天皇が数多い皇子を諸國に分封せられたことは、第一章に述べた通りで、其は一面に皇室の羽翼形成を意味するものであるから、重複する嫌もあるが、以下其々の封地をあげ、可能なる限り其緣故について考察を試みる。

一、既出諸后妃の所生

櫛角別王。河内の茨田に采邑を賜はつたものゝやうである(第三七頁)。

大碓皇子。紀には上記の如く封_ニ美濃とあり、身毛津君守君二族之始祖とせられて居るが、記によれば後裔として守君、大田君、嶋田君を擧げた外に、神

大根王の女兄比賣に生ませた押黒之兄日子王は三野之宇泥須和氣の祖、弟比賣の所生押黒の弟日子王は牟宜都君等の祖とある。ウネスは大根栖ウネスの謂で、モトス(本巢)に通じ(第二卷一八八頁)、ムゲは後の武儀郡のことであるから、守、大田、嶋田も其附近の地名と推定せられる。今の本巢郡川崎村に森といふ大字があり、和名抄には大野郡(今の楫斐郡東部)と、安八郡とに大田郷をあげ、此國に近い尾張の海部郡に嶋田といふ舊邑がある(第二卷一四六頁)。兄比賣、弟比賣は紀に兄遠子、弟遠子とあり、本巢郡遠市郷(和)に居住したものと思はれることは既述の通りで(第三二頁)、其子等も同地に於て成人したので、兄弟を以て區別したことは有り得べく、オシはオホ(大)に通じ、クロはコラ(子等)の轉呼で、大碓命を呼ぶ俗稱であつたのではあるまいか。舊事紀に三野之宇泥須別等の祖とした兄彦命、並に牟宜都君の祖とある弟引命(ヒキ)を景行天皇の御子としたのは、右の兄日子王及弟日子王の訛傳であらねばならぬ。

五百城入彦皇子。尾張國海部郡伊福郷(和)に就封せられたと思はれることは

既述の通りである(第四〇頁)。

大酢別皇子。名號によれば今の美濃國羽島郡小藪村大字大須附近を封地とし

たものゝやうである(第四一頁)。

五十狭城彦皇子。舊事紀によれば參河國碧海郡谷部(和)に封ぜられたものと思はれる(第四三頁)。

二、五十河媛イカの所生

記には此妃を擧げず、其所生の一柱なる神櫛王を伊那毘能大郎女の子として居るが、後記のやうに此皇子が讚岐國造(公)の祖であるといふことには諸説一致するのみならず、和名抄には讚岐國多度郡に生野(伊加乃)といふ郷名をあげ(今の善通寺市生野)、同書の那珂郡櫛無(久之奈之)郷(今の仲多度郡象郷村)の大字も之に近く位置する所を見ると、五十河媛母子は此國の地名を名に負うたものと思はれ

る。案ずるに天皇は西征の際此海岸を巡航したまひ、櫛梨川を浜つてイカ野に進出あらせられ、其地の豪族の女を娶されたのであらう。出系は判明せぬが、皇子の名に神を冠した所を見ると、賀茂族人であつたかも知れぬ。イカイカの原義は齋イコ子コで(第二卷二〇三頁)、其占領地をイカ野といひ、櫛無はクシクシ(靈異)之ナ栖ネを意味し、一般住民より神聖視せられた氏族であつたと思はれる。此妃の所生として紀は次の二皇子を擧げて居る。

神櫛皇子。讃岐國造之始祖也とあり、舊事本紀の皇孫本紀も之に同じく、國造本紀には此國の初代國造は神櫛王三世の孫須賣保禮命で、應神朝定賜とある。記は此皇子を木國之酒部阿比古及宇陀酒部の祖として居るが、姓氏錄によれば酒部公も亦讃岐公と同祖とあるから、何等抵觸する所はない。恐らくは皇子は母氏族に於て成人せられ、此地方の君長となられたのであらう。舊事紀には此外に讃岐國造祖と稱する櫛見皇命をあげて居るが、或は同一皇子

を二様に傳へたのではあるまいか。

稻背入彦皇子。播磨別之始祖也とあり、國造本紀に針間國造は成務朝に稻背入彦命孫伊許自別命定賜とあるに一致する。記の景行天皇の皇子女を列擧した條下には之を逸して居るが、垂仁皇女阿邪美都比賣命は嫁ニ稻瀬毘古王ニとあるから、實在者たることは疑なく、大和のイナサ(第一卷一九一頁)といふ地の入彦であつたのであらう。播磨に分封せられた縁故は判明せぬが、其配偶者から考へても大和に於て成人せられたものゝやうであるから、——恐らくは母妃が讃岐から召上げられた後に降誕せられたのであらう——特命によるものと思はれる。

右の外舊事本紀に讃岐直及五十河別の祖とある五十河彦命も亦此妃の所生とすべきである。

三、高田媛の所生

五十河媛の所生

次の妃阿倍氏木事之女高田媛、並に其所生で伊豫國御村別之始祖也とある武國凝別皇子も、記には省略せられて居るが、承和年間(仁明朝)の古文書で、三井寺(園城寺)に秘藏せられて居た和氣系圖の發見により、此皇子は東豫地方を開發せられ、其子孫が同地に於て繁榮したことが證明せられた。されば其母氏の出自をも先づ此國に求めるのが順當で、和名抄に伊豫國風早郡高田郷とある地の貴女と推定せられる。阿倍氏とあるによつて大彥命系と速斷するものがあるが、アベはヒナ(夷)系の一大支であるから、駿河及伊賀のアベの臣家のみには限らず(第二卷一七一頁)、此國にも同系の氏族が蕃息したことは有り得る。右の和氣系圖によれば、此皇子の三世の孫加尼古別命の配も阿倍角野臣加都媛とあり、角野は今も存する新居郡の村名であるから、此地方にアベ族の占住したことは疑の餘地がなく、コゴトは其父の名であるが、請辭コゴトの義があるから、司祭を兼ねた土豪であつたのであらう。景行天皇が伊豫に行幸せられたことは同國風土記にも見えて事實

と信すべきが故に(第一四頁)、其地の温泉に御滯在中に程遠からぬ高田郷の貴女を娶されたと推定することは不當ではあるまい。其所生は次の一柱である。

武國凝別皇子。 上記の如く伊豫國御村別之始祖也とある。舊事紀には武國皇

別命と記し、伊與御城別、添御杖君の祖とあるが、スメ(皇、淨身)もコリ(大人)もワケ(別)の修飾語で、タケ(武)と同じく美稱であるから、名の本義は國のワケ皇子といふに過ぎず、——舊事本紀には襲武媛の所生中にも國凝別若くは武國凝別命を擧げて居るが、全然別人である——御村は居住地についていひ、御城は邸宅による稱呼であるから、事に於て大差はない。此別家の本據地は今の新居郡と推定せられるが、御村又は御城といふ名は殘存して居らぬ。添が和名抄の伊豫國周敷(主布)郡にあたることはいふまでもなく、御杖は神の憑りましといふ意であるから(第三卷一三七頁)、其子孫の一人が周敷(今の周桑郡周布村)に占住して祖先の神靈を奉祀したが故に此氏名を得たの

であらう。いづれにしても此一族が此地方に蕃息したことは、上掲和氣系圖によつても明瞭であるが、其詳細は友人大倉久米馬氏と共著の伊曾乃神社考(近刊)に詳述してあるから之を省略する。

四、大田根の所生

日向髮長大田根と稱する妃の出自及名號の意義については既に第二章に於て論じた(第八三頁)。之を市乾鹿文と同人なりとする私見の當否はともかくも、カミナガが首長^{カミノコ}之子の轉呼で、オホタネが巨田といふ地の貴人の謂なることは斷言を憚らぬ。其所生を日向襲津彦皇子と稱したのは、ソ(襲)即ちクマソの血を引いて居るからで、本來は兒湯縣地方の統治權を繼承せらるべきであつたが、上述の如く平定後久しからずして同族の一會長^{トラシカヤ}取石鹿文といふものが背叛したので、幼皇子は此地を追はれたか、若くは危難を避けて亡命せられたものと思はれる。されば其子孫を此國に留めず、記によれば阿牟君之始祖也とあるのである。阿牟は長門

國阿武郡〔和〕のことゝも了解せられるが、此地の國造は國造本紀に纏向日代朝神祝命十世孫味波波命定賜とあり、全然別系であるから(次卷第二章參照)、阿牟の下に脱字があつたものと見て、舊事紀に奄智君祖とあるに従ふべきであらう。アマチのアは接頭語で、ムチは大日靈貴、大己貴の貴^{ムチ}と同じく御主^{ミチ}を意味し、一種の敬稱であるから、後記の如く豊國別皇子の後裔中にも奄智首と稱するものがあるのである。地名に轉用せられた例としては、大和國十市郡菴治村〔靈異紀〕があり(今の磯城郡川東村大字海知^{カイチ})、同地に倭恩智神社〔式〕が存する所を見ると、アマチ(海知)、オムチとも轉呼せられたので、播磨國神崎郡甘知村、河内國中河内郡南高安村大字恩智の如きも之に屬するものと思はれる。されば此皇子の分封地を明にすることは、他に資料の發見せられぬ限り殆ど不可能である。

五、襲武媛の所生

其名號によつて明なるが如く、此妃は襲族の一女君であつたとせねばならぬ

が、出身地を詳にせぬ。或は武は借字で、地名であつたかも知れぬ。肥前の彼杵郡にも健村といふ舊地があつたとせられて居るが(第二七頁)、其處には巡幸せられなかつたやうであるから、若し路次に於て之を求むとせば、肥後國飽田郡嶽村(今飽託郡芳野村の大字)ではあるまいか。熊本市の西方一里にある山地をいひ、キムタケ(金峰)と稱する一山嶺があるので、中世修験の徒が吉野及熊野に擬し、附近の山嶽を熊野岳又は那智岳等と名づけたが、タケは決して新しい地名ではなく、隣地をタクマ(託麻)——タケマ(マは地區の意)——といひ、タケミヤ(武宮)といふ地(現今飽託郡健軍村)もあるのである。恐らくは當時此山地に占據した襲族の酋長が、恭順の意を表する爲に其女を奉つたのであらう。其は所生皇子の後裔の氏名によつても證せられることで、紀には三柱とあり、舊事本紀には四柱を擧げて居るが、其中確實と認定せられるものは次の二皇子である。

國乳別皇子。

水沼別之始祖也とある。ミヌマは今も筑後國三潞郡に其名残を

留めて居り、和名抄には美無萬と訓し、現今はミツマと稱へ、古も亦然であつた形跡があるが(第二卷二四六頁)、字によれば水沼である。——舊事本紀に此皇子を伊與宇和別祖としたのが誤りでないとすれば、其後裔中から分岐したものと了解せられるが、其地は此皇子とは直接の縁故はないやうである——國乳は從來クニチと訓して居るが、乳はオモの假字で、次の國背別に對して國面別と稱へたものとすべく、其領地が本郷のタケ(嶽)の面背二側に存したから、之を呼稱したのであらう。

國背別皇子。一云宮道別皇子とあるのは、其領土がミヤチといふ地であつたことを表示するものゝやうである。さりながら參河國寶饌郡宮道(和)を以て之に擬するのは理由のないことで、九州にも此名の地點は少くはない。最も有名なのは筑前國宮地嶽であるが、其は本郷から離れ過ぎて居り、阿蘇神宮の所在地も宮地町と稱するけれども、阿蘇國造の領内に屬するから、其處を

いふものとは思はれず、或は下益城郡隈庄町大字宮地をいふのではあるまいか。——八代郡及天草郡にも同名の地がある——舊事本紀に此皇子を水間君の祖としたのは、上記國乳別皇子の裔と混同した爲であらう。

筑紫で娶された諸妃を大和に帶同せられた形跡はなく、天皇の各地御滞在は比較的短時日であつたやうであるから(第八五頁)、他の兩妃は各一子を有するのみであるのに、武媛の所生が多く傳へられて居るのは奇とすべきであるが、後記の二柱については疑があり、右の兩皇子も亦、確實なる證據はないが、雙生であつたのでオモとセとを以て區別したのではないかとも想像せられる。若し然りとすれば大碓小碓兩皇子の雙胎は之を訛傳したのであらう。

豊戸別皇子。記には右の二柱を省いて居るにも拘はらず、此皇子のみを一妾の出として擧げて居る所を見ると、或は其生母は武媛以外の一女性であつたかも知れぬ。紀に火國別之始祖也とした火國は八代縣豊村をいふものとせね

ばならぬから(第一〇一頁)、或は此地で娶された女性の子で、豊戸といふ名號も豊村と關係があるのであるまいか。舊事本紀には豊門別命とも記し、其後裔として三島水間君、奄智首、壯子首、粟首、筑紫火別君をあげて居る。火別君が火國別を意味することは言ふまでもなく、奄智首は上述の如く普遍的敬稱で(第二七一頁)、三島は恐らくは筑前國上座郡三島郷〔和〕をいひ、粟は筑後國八女郡粟岬(第一一一頁)のことであらうが、壯子首については所見がない。

國凝別皇子又は武國凝別命。同じく襲武媛の子として舊事紀に擧げられて居るが、高田媛の所生の武國凝別皇子と重複するのみならず、其後裔を筑紫水間君といふとある所を見ても、國乳別皇子の訛傳又は別名のやうである。上述の如くコリはワケ(別)の修飾語であるから、オモワケともコリワケとも稱したので、タケ(武)は美稱に過ぎぬ。舊事紀の編者は諸皇子の名を羅列するに當り、同名による混同を避ける爲、一方を武國皇別と改めたことは既述の

通りである。

六、御刀媛と其所生

ミハカシ媛の名の義及其出自については既に第二章に論じた通りで、紀記所傳を一にして居るから、疑義がなかつたものとせねばならぬが、其所生皇子は一柱で、次の如く説かれて居る。

豊國別皇子。紀記共に日向國造の祖とし、舊事紀は國造本紀に於て其三世の孫老男を應神朝の定賜と説いて居るにも拘はらず、皇孫本紀には二三の異説を擧げて居る。即ち日向諸縣君の祖で、他の五柱の皇子女と共に皇室に留められたとある外、喜備別も亦此皇子の裔とせられて居るのである。さりながら皇別の吉備氏が充滿して居る其國に、特別の縁故もない此皇子を割込ませられたとは考へられず、土豪出身の女性を母とする諸皇子中、此一柱のみに特別の待遇を與へられる理由はないが、其子孫中に入廷奉仕者があつたので

右の如き説が生まれたのであらう(第六卷第四章)。但し諸縣君が此皇子を祖としたことは有り得べきで、母氏を相續して其地方の君長となられたことを言ひ、後日其子孫が日向國造に任命せられたものと了解せられるのである。

七、母氏不明の皇子

舊事本紀には第一章に掲げたやうに、皇子の總數を五十五柱とし、五皇子を留めた以外は皆州縣に封ぜられたとして五十柱の皇子と其後裔とをあげて居る。其中には誤傳又は重複と認められるものもあるが、全然根據のないものとして排斥することは出來ず、或は新撰姓氏錄の資料に供せられたといふ氏族志抄などによつて、遠祖を此天皇に繋^かけたものを輯録したのではないかと思はれるから、左に既出(本章及第一章)の十九柱を除くの外、之を轉載する。刊本には極めて誤字が多いので、國史大系本の校合を參照したが、尙不可讀のものもあり、母氏及後裔を示して居らぬため考證の道のないものもあるが、可能なる限り魯魚の衍を正し、

簡單なる説明を加へることにした。

豊門入彦命。大田別祖。——上掲豊戸(門)別皇子と類名であるが、其皇子を入彦と稱へる理由がないから別人とせねばならぬ。さりながら若し入彦は誤傳で、豊戸別皇子のことであるとすれば、大田はウタと訓み、後の宇土郡をいふのであらう。

稚屋彦命。——ワカヤはワカヤカの語幹である(第二卷一一二頁)。

天帶根命。目鯨部君祖。——刊本には目鯉とあるが、天帶根はアマ(海人)族のタラチ(足主)ネ(敬稱)の意であるから(第二卷一二〇頁参照)、メサケ即ち鯨部の君長とせられたことは有り得べきである。

大曾色別命。——誤字にあらずとすればオホソシコワケと訓むのであらうが、名號の意義を詳にせぬ。

五十河彦命。讚岐直、五十河別祖。——上述の如く五十河媛の所生で、子孫

が其居住地によつて此氏名を用ひたのであらう。

石社別命。——イハサ又はイハソと訓せられて居るが、イハソとも訓み得る。イハを名號として居る所を見ると、或は三尾氏の女の所生であつたかも知れぬ(第一三頁)。

大稻背別命。御杖君祖。——國名を冠して居らぬから、ミツエは大和國宇陀郡三杖村をいふのであらう。式内御杖神社の所在地である。神地なるが故にイナサ(イササの轉)と呼ばれたことも有り得べきである(第一卷一九一頁)。

武押別命。

不知來入彦命。——五十狹城入彦命の重出であらう。

曾能目別命。——ソノメはソノベに通じ、襲之部(邑)の謂で、紀伊國名草郡苑部(和)の外に、常陸、下野、丹波等の郷村名にも見え、肥前國の園部は今も三養基郡基山村の大字に名殘を留めて居るが、此皇子の本貫は何處であつたか

判明せぬ。

十市入彦命。——崇神天皇にも同じ名の皇女があるが(第二卷八〇頁)、其縁故の有無は判明せぬ。

襲小橋別命。 兎田小橋別祖。——小橋は襲の國の地名であらうが所在を詳にせぬ。刊本には三田とあるけれども、若しウダを正しとすれば、或は肥後國宇土郡をいふのではあるまいか。

色己焦別命。——焦の字官本には集とあるが、前後皆九州に由縁のある皇子のみであるから、隼の誤寫としてシコハヤ別と訓むのかも知れぬ。

熊津彦命。 熊縣(第九八頁)を名に負うたのであらう。

息前彦人^{オキナガ}大兄水城命。 奄智白幣造祖。——日子人之大兄王と同人であらうと思はれることは既記の通りである(第四六頁)。

熊忍津彦命。 日向穴穗別祖。——クマは熊縣、オシ津は天津の謂であるから

玖磨川の大津(所在不明)を名に負うたので、日向の穴穗は穴居民の遺跡であらうが、所在を物色し得ぬ。

櫛見皇命。 讚岐國造祖。——上記神櫛別命の訛傳であらう(第二六六頁)。

武弟別命。 立知備別祖。——立知備の知は蛇足で、河内國タチヒ(丹治比)をいふのであらうが、武弟別命については所見がない。

草木命。 日向君祖。——クサは地名と思はれるが、日向方面には見當らぬ。

木はキ(子)の假字で、敬稱に用ひられたのであらう。

稚根子皇子命。——稚倭根子皇子の重出と思はれる。

兄彦命。 大分穴穗御埼別、海部直、三野之宇泥須別等祖。——宇泥須は諸本に宇脆須とあるが、誤記なることはいふまでもないから、大碓命の兒押黒之兄日子王の誤傳と思はれるが(第二六四頁)、其子孫中に大分に分封せられたものがあつたとも考へられぬから、海部直と共に九州地方の皇胤から出たものと

すべきであらう。穴穂御埼といふ地名は聞えぬが、豊後國大分郡には御埼といふに適する地形は少くはない。案ずるに此地方の豪族中にも景行皇子兄彦命の後と稱するものがあつたので、混同したのではあるまいか。

宮道別命。——上記の如く國背別皇子の一名である。

手事別命。——タゴトワケと訓むのであらうが、次の四皇子と同様に名號の所由を詳にし得ぬ。

大我門別命。

豊日別命。

玉川宿禰命。

豊手別命。——豊門別命の重出か。

五百木根命。——五百城入彦皇子のことであらう。

弟引命。 牟宜都君祖。——大碓命の子押黒之弟日子王の訛傳と思はれること

は既記の通りである(第二六四頁)。

大焦[△]別命。——上記色己焦[△]別命の例によれば、此も亦大隼[△]別の誤記と思はれるが、其名の所由を詳にせぬ。

五十功彦命。 伊勢刑部君、三川三保君祖。——物部系譜によれば、第八世膽咋宿禰の女五十琴姫命が天皇に娶されて此皇子を生みまらせたとある。さりながら生母の名に準じて五十功をイコトと訓むのは無理で、イコ(齋子)の假字で、伊勢及參河に子孫を残した所を見ると、大神宮の祭務に參與せられたのであるかも知れぬ。刑部は既述の如く鈴鹿郡坂部村で(第二二二頁)、三川の三保は和名抄に八名郡美夫郷とある地であらう。

八、日本武尊の後胤

日本武尊の王子女は既に前々章(第二三〇頁以下)に列擧したが、以下後裔の氏名によつて、其配置に關し考察を試みる。

稻依別王。 犬上君、武部君等の祖。——此犬上が近江國犬上郡の謂なることは既述の通りで、建部君も亦孝徳紀に犬上健部君とあるから、同地方に占住したものとせねばならぬ。

稚武王。 近江建部君、宮道君祖〔紀〕。——此建部君の所領は近江國建部神〔三代實録〕の社地で、神名帳には栗太郡に掲げ、——日本武尊を祭る社として近年官幣大社に列した。——今の瀬田村大字神領である。ミヤヂは上述の如く神社所在地を意味するから、此宮道君と同地に居住したのであらう。

武鼓(卵)王。 讚岐綾君之始祖〔紀〕。——綾は和名抄讚岐國阿野(綾)郡のこと(今綾歌郡の一部分)、生母吉備穴門武媛の本郷に近いから、此地に分封せられたのであらう。記には此王子の建具兒王とし、綾君の外に伊勢之別、登袁之別、麻佐首、官首別等の祖とあるが、登袁之別は後記十城別の訛傳、伊勢は伊豫の謬寫のやうで〔記傳〕、官首が宣長説の如く宮道の誤記であるとすれば、

カバネは相違するが、上記稚武王の後なる宮道君にあたり、麻佐も亦眞福寺本に鹿佐とあるに従うてカサと訓み、建部神社附近の笠村(今笠縫村の大字)の謂とし、いづれも建部君の一族の氏名であつたのを誤り傳へたものとすべきである。

十城別王。 伊豫別君之始祖〔紀〕〔舊〕。——此別家の所領は和名抄の伊豫國和氣郡で、其郡内に三木(御城)といふ舊地が存した(今の温泉郡御幸村)。上記武國凝別皇子の御城(御村)よりも大和からいへば遠い地にあるから遠城と稱し、王子にも此名を負はせて十城別と呼んだことは有り得べきである。——十、遠は通用せられ、大和の十市も和名抄には止保知と訓註せられて居る——記に武貝兒王の裔としてあげた登袁之別及伊勢之別が、此王名と氏名との訛傳と思はれることは上記の通りである。

足鏡別王。 鎌倉之別、小津石代之別、漁田之別祖〔記〕。——此王子は上記の如く

紀には蘆髮蒲見別王とあり、舊事紀には葦敢竈見別命として、竈口君等の祖とある。鎌、蒲、竈はいづれもカマと訓む字であるから、之を名とする地區即ちカマ回(カママの轉)を本貫とし、同名の地が他にもあるので、之と區別する爲にアシ又はアシカミ(アシカム)を冠し、音便によつてアシカガミとも稱へたものと了解せられる。之に相當するのは三河國寶飯郡蒲郡(前名蒲形)といふ地で、其西方一里額田郡深溝村に葦谷といふ大字がある(舊葦谷郷)。恐らくは上古は此地方の總名をアシといひ、カマ郷は其上に當るが故にアシカミのカマとも單にアシのカマとも稱へたのであらう。此地に居住せられたが故に此稱號を得、其後裔も亦カマ口(即ち蒲瀉の口)を氏名としたので、記に鎌倉之別とあるのはカマ(邑)倉の謂か、若くはカマクチの訛傳と思はれる。此海面に流出する豊川(吉田川)の上游、南設樂郡長篠より上を岩代川と稱する所を見ると、舊時此附近をイハシロと稱へたものとすべく、小津を冠した

のは小い河津が存したからで、今も東郷村に川路(河津の轉呼)といふ大字を存する。されば漁田も此界限の地であらねばならぬから、或はアサリダと訓み、今の寶飯郡豊川町大字アサフ(麻生)田が其名残であるかも知れぬ。然るに宣長は小津石代之別を小津君と石代之別との二氏に分け、小津君及漁田之別は舊事紀に稚武彦王命の後とある尾津君及揮田君に當るものと臆斷して、漁は揮の誤寫でフキと訓むべしと主張したが、其は全然別氏なること次に考證する通りである。

此王子の生母玖麻毛理比賣(記)は山代之と冠稱せられて居るが、其所生が三河に分封せられた所を見ると、ククマは同國東賀茂郡九九平(松平村の大字)のことではあるまいか。ククは岫の義、タヒラは平地といふ意味であるから、ククマ(岫間)と稱へたことも有り得る。恐らくは日本武尊は東征の途次この地の豪族の女を娶されて、此王子を設けられたのであらう。

稚武彦王命。尾津君、揮田君、武部(君等祖)(舊)。——第六章(二三五頁)に述べたやうに、此王子は鈴鹿の忍山の出身なる弟橘媛の所生であるから、其子孫も皆伊勢に分封せられたものゝやうである。即ち尾津は父皇子の縁故の地なる尾津前界限(サキ)で(第二二二頁)、揮田はフルタと訓み、閏田(ウルダ)御厨(神鳳妙)をいひ(今の三重郡千種村大字潤田)、古田(フルタ)の意であつたのを音便によりウルダと訛つたのであらう。武部は鈴鹿郡深伊澤村の建部塚に其名を留め、日本武尊の薨去の地に近いが故に、其子孫を分封せられたものと思はれる。

右の外舊事本紀に諸王子の裔として擧げてある波多君(武養蠶命の後)、阿波君(息長田別命の後)、讚岐君(五十日彦王命の後)、尾張國丹羽建部君(武田王の後)、參川御使連(佐伯命の後)等は、第六章々末に論じたやうに其始祖の名に明に重複若くは誤傳と認められるものがあり、封地との縁故も詳ではないが、上掲景行天皇の皇胤と同様に、多少の據があつたものとすべきで、少くとも出系を日本武尊

に託する名門が其地方に存したものだと思はれるから、説明を要する地點のみを左に掲げる。

波多臣。阿波君及讚岐君と同列に擧げてある所を見ると、此波多は土佐國幡多郡を意味するものゝやうである(第三卷二八四頁)。

尾張國丹羽建部君。同國丹羽郡丹羽郷(和)に占住した建部の部長をいふのであるが、第二卷(二四五頁)にあげた丹波臣とは全然別系である。

參川御使連。御使はハセツカヒ(丈)部のことで、碧海郡谷部郷(和)に居住した此民部の長をいふのであらうが、或は上掲五十狹城入彦命の裔と稱する三河長谷部直(第四三頁)の異傳ではあるまいか。始祖の名のサヘキ(佐伯)も五十狹城のサキと音が近似して居る。

上述によれば景行天皇及日本武尊の皇胤の分封せられたのは、概ね四國及九州

並に近江、美濃、尾張及三河方面で、主として母氏族の縁により、特任と思はれるのは畿内に采邑を賜はつたものを除いては、播磨別外數氏に過ぎぬやうである。されば此御代に於て特に意識的に皇子を配置せられたのではなく、上記諸地方に多くの皇胤を残されたものと見る方が至當であるが、尙朝廷の羽翼として、地方開發及撫恤に與つて力のあつたことはいふまでもない。

第九章 逸 事

佐伯部——東山道十五國都督——棟梁之臣——的形浦——大吳里

古事記の記事は序説及前八章に於て殆ど説き盡し、剩す所は御陵を山邊之道上に設けられたといふことのみである。紀に成務天皇の二年に倭國之山邊道上陵に葬^{カク}しまるせたとあり、磯城郡柳本町大字澁谷に其遺跡を存する。天皇は近江の志賀高穴穗宮で崩御せられたとあるのであるから〔紀〕、恐らくは後日纏向の皇居の側近に歸葬せられたのであらう。

紀には上記の外にも尙若干の記事があるから、他の古書に擧げられた遺聞と共に、本章に於て収録しようとするのであるが、先づ東征餘談から始める。其は五十年の紀に掲げた左記の一節である。

於_レ是所_レ獻_ニ神宮_ニ蝦夷等、晝夜喧嘩、出入無_レ禮、時倭姫命曰、是蝦夷等不_レ可_レ近_ニ就於神宮、則進_ニ上於朝庭、仍令_レ安_ニ置御諸山傍、未_レ經_ニ幾時、悉伐_ニ神山樹、叫_ニ呼隣里_ニ而脅_ニ人民、天皇聞之詔_ニ群卿曰、其置_ニ神山傍_ニ之蝦夷、是本有_ニ獸心、難_レ住_ニ中國、故隨_ニ其情願_ニ令_レ班_ニ邦畿之外、是今播磨、讚岐、伊豫、安藝、阿波凡五國佐伯部之祖也

これは既記の如く四十年の紀に因以俘_ニ其首帥_ニ而令_ニ從身_ニ也とあり、薨去に先ち能褒野から以_ニ所_レ俘蝦夷等_ニ獻_ニ於神宮_ニとあるを承けたので、神宮に獻じた俘囚が晝夜喧嘩するによつて、大和に移したけれども、住民の迷惑になることが多かつたから、其希望にまかせ畿外外の諸國に分置せられたといふのであるが、彼等の情願が本郷復歸にあつたことは必然で、縦ひ其が容れられなかつたとしても、更に遠方に移住せんことを希望したとは考へられぬ。案するに此は播磨、讚岐、伊豫——刊本には伊勢とあるが、大日本史が永享本によつて伊豫と改めたのが當を得

て居る——安藝及阿波の五國に在住したサヘキ部と稱する民部の由來を之に附會したものであらう。サヘキはサヘ(塞)の派成語で、抗拒を意味し、不順の民に與へられた稱呼であるから、夷族も之に含まれ、慄悍善射であつたので、其トリコ(俘囚)即ち馴伏者を以て部隊を編制し、上古の來目部又は後世の東國の防人と同様に、常備の兵勇として佐伯部と呼稱するやうになつたのである。其名稱の濫觴は紀の所傳の如く日本武尊に降伏した蝦夷であつたかも知れぬが、神宮に獻じたところを見ても其數には限りがあり、後日の佐伯部の部衆が盡く其から出たとは考へられぬから、恐らくは之を基本として、普く諸國から同種族人を募集し、一常設部隊を編制するやうになつたのであらう。

播磨以下五國の佐伯部は各自の國土に於て徵募せられた部隊をいふものとも了解せられるが、安藝を除くの外四國は、前章に述べたやうに景行天皇の皇子又は皇孫の分封地であるから、或は皇胤を支持する爲に朝廷から分遣せられたのであ

るかも知れぬ。其は稻背入彦皇子の子孫が佐伯直と稱したことによつても推定せられ、其由來が次の如く姓氏錄に説かれて居る。

佐伯直。景行天皇皇子稻背入彦命之後也、男御諸別命、稚足彦天皇諡成務御代

中分針間國給之、仍號針間別、男阿良都命一名伊許自別譽田天皇爲定國
堺車駕巡幸、到針間國神埼郡瓦村東崗上、于時青葉自崗邊川流下、天皇
詔、應川上有_レ人也、仍差伊許自別命往問、即答曰、己等是日本武尊平東夷
時所俘蝦夷之後也、散遣於針間、阿藝、阿波、讚岐、伊豫等國、仍居地爲氏
也、後改爲佐伯、伊許自別命以狀復奏、天皇詔曰、宜汝爲君治之、即賜氏
針間別佐伯者直佐伯者前所賜氏姓也、直者謂君也、爾後至庚午年脫落針間
別三字偏爲佐伯直

山間の遺民を發見したが故に其君長に任ぜられ、佐伯直の姓を賜はつたといふのであるが、其は傳誦中に施された改修とすべきで、此皇別が佐伯部の部長を兼ね

たから之を氏號とするやうになつたものと了解せられる。さればこそ佐伯前所賜氏と分注したのである。播磨には右の瓦村(今の香呂村)の川上のみならず、風土記によれば神前郡望岡里の大川内及湯川に、在異俗人卅許口とあり、和名抄にも賀茂郡及美囊郡に夷俘^{サヘキ}といふ郷名をあげて居るから、其族人は各地に散在したものだと思はれる。

此部衆は右の五國には限らず、近畿にも在住したので、仁徳紀には猪名野の佐伯部を安藝國淳田(和名抄の沼田郡沼田)に移されたとあり、市邊押磐皇子の帳内^{トネリ}にも、佐伯部賣輪といふ名が見えるのである(「雄略紀」)。彼等は帝都の衛戍に任じ、大伴連が之を統率したので、後日同氏から佐伯連といふ一支門を分岐した。姓氏錄には大伴室屋大連公の後として佐伯宿禰(天武朝連より昇格)をあげ、其起原を大伴宿禰の條下に次の如く説明して居る。

雄略天皇御世……大連公奏曰、衛門開闔之務、於職已重、若一身難堪、望

與^{カタル}愚兒語^{カタル}相併奉^{カタル}衛^{カタル}左右、勅依^{カタル}奏、是大伴佐伯二氏掌^{カタル}左右開闔^{カタル}之緣也
右によれば神宮を騒がせ、三輪附近の住民を脅かしたとある紀の文は後日の潤色
とすべきで、原説は單に佐伯部の由來を説いたものであつたのであらう。

此朝の東征に當り、崇神天皇の御代に東國の治に就かしめられた豊城入彦命の
子孫が無關係であつたとは考へられぬが、之に關する傳承を逸し、唯末年の紀に
次の如く叙述せられて居るのみである。

五十五年春二月戊子朔壬辰、以^ニ彦狹嶋王^ニ拜^ニ東山道十五國都督^ニ、是豊城命之
孫也、然到^ニ春日穴咋邑^ニ臥^レ病而薨之、是時東國百姓、悲^ニ其王不^レ至、竊盜^ニ王
尸^ニ葬^ニ於上野國^ニ。

五十六年秋八月詔^ニ御諸別王^ニ曰、汝父彦狹嶋王、不^レ得^レ向^ニ任所^ニ而早薨、故汝
專領^ニ東國^ニ、是以御諸別王承^ニ天皇命^ニ、且欲^レ成^ニ父業^ニ、則行治^レ之、早得^ニ善政^ニ、時

蝦夷騒動、即舉^レ兵而擊焉、時蝦夷首帥足振邊、大羽振邊、遠津闇男邊等、叩頭而
來之、頓首受^レ罪、盡獻^ニ其地^ニ、因以^レ免^ニ降者^ニ而誅^ニ不服^ニ、是以東^{ノカタ}久之無事焉、由^レ
是其子孫於^レ今有^ニ東國^ニ。

東山道十五國は東方十二道(第一六八頁)(第三卷一八四頁)とあると同じく、漠然たる
呼稱で、國郡制定後の國を意味せざることは言ふまでもなく、當時クニと呼ばれ
た行政區劃の數約十五を指したのであらうが、萬一書紀編纂當時にも尙此やうな
稱呼が用ひられて居たとすれば、阪東八國に石城、石背(養老二年分立)及越、信濃、
甲斐、駿河、伊豆を加へた總號であつたかも知れぬ。任命の當時彦狹嶋王が大和に
在住した事情は前卷(第六五頁)に推測した通りで、其薨去の地穴咋邑は所在を詳
にせぬが、春日郷中の一地點なることは疑がない。父に代つて赴任した御諸別が
征服したとある蝦夷の首師三名は(女の轉呼)といふ語を添附してあるから、孰
れも女酋とすべきで、其名號の意義は次の如く釋明し得られる。

足振邊。アシ(凶)ハフリ(稱號)メ(女)の連約で、ハフリはハヤ(捷)フリ(奮)を意味し、主として異俗に對して用ひられることは、既に第一卷(二三四頁)に述べた通りである。

大羽振邊。ハフリベは右に同じく、大は美稱である。

遠津關男邊。クラヲは關峽クラヲの意から出た地名で、遠津を冠稱としたのは、御

諸別の治所より遠方に在るといふ意であらう。

右の如く三名ともに女性であつたことは、神武朝の名草戸畔及荒川戸畔の例もあり(第一卷第三章)、上代に在つては敢て怪しむに足らぬ事實である。然るに之を男性と豫斷して、男子に對してもべといふ稱號が用ひられたと説くが如きは荒唐無稽とせねばならぬ。此等の賊首が占據した地域は明示せられて居らぬが、上野及下野の山地と想定せられる。日本武尊征討後に於ても此兩國の北境には尙化外の夷族が跳梁したのであらう。

右の外五十一年の紀の前半には次の如き記事がある。

五十一年春正月壬午朔戊子、招群卿而宴數日矣、時皇子稚足彥尊、武内宿禰不參赴于宴庭、天皇召之、問其故、因以奏之曰、其宴樂之日、群卿百寮、必情在戲遊、不存國家、若有狂生而伺墻閣之隙乎、故侍門下備非常、時天皇謂之曰灼然、則異寵焉、秋八月己酉朔壬子、立稚足彥尊爲皇太子、是日命武内宿禰爲棟梁之臣。

此は稚足彥尊が皇位を繼承せられ、武内宿禰が顯要な地位を占むるに至つた事由を説明したものであるが、爲棟梁之臣とあるのは文飾で、重用せられたといふ意に過ぎず、釋紀にムネマチギミと訓し、私記曰、可謂大臣之始歟とあるのは誤解とせねばならぬ。此王孫は紀には屋主忍男武雄心命の子とし(第一〇頁)、記には比古布都押之信の二男とあつて一致せぬが、年代から推測すると紀の所説を可

とすべきで、成務紀に天皇與ニ武内宿禰ニ同日生之、故有ニ異寵ニとあるが如く、當時尙弱年であつたと思はれる。仁徳朝に至るまで五代に奉仕し、異常の長壽を保つたと傳へられて居るが、比古布都押之信の子、即ち孝元天皇の御孫とすれば、景行天皇よりも三世代の尊屬で、遅くとも垂仁朝に名が聞えて居らねばならぬのである。此貴人については次卷以下に於て更に言及する。

紀記の所傳は之を以て終りとするが、風土記の記事中には尙前諸章の収録にもれた傳説で此朝に關するものがある。左に先づ萬葉抄所引の伊勢風土記殘簡をあげる。

風土記云、的形浦者、此浦地形似_レ的、故以爲_レ名也、今已跡絶成_ニ江湖_ニ也 天皇行_ニ幸濱邊_ニ歌云、麻須良遠能、佐都夜多波佐美、牟加比多知、伊流夜麻度加多、波麻乃佐夜氣佐

天皇は古寫本傍注に景行天皇也とある。此一條は萬葉集第一卷の大寶二年壬寅太上天皇(持統)幸_ニ于參河國_ニ時歌數首中、舍人娘子從駕歌と題して

ますらをの さつ矢たばさみ 立向ひ 射るまとかたは 見るにさやけし

とある注に仙覺律師が引用したもので、同じ歌を訛傳したものと思はれ、風格及用語から見ても景行朝ごろの歌詠と思はれぬが、天皇即位の始美濃に行幸せられたことがあり、又上章に掲げたやうに東征から歸途伊勢の綺宮に逗留せられたといふ説もあるから、此濱に行幸せられたのは事實であるかも知れぬ。的形は神名帳に伊勢國多氣郡服部麻刀方神社とあり、倭姬世記の圓方機殿とある地で、今の東黒部村大字垣内田にあたるが、名の義は圓瀉マトカクで、的形ではあるまい。

塵袋第五卷に掲げた左記の文は、風土記所載とは明記せられて居らぬが、其舊記とあるのは同書の謂と思はれるから、爰に附記する。

尾張國ニ大吳里云フ所アリ。舊記ニハ大塊トカケリ。根元ヲタヅヌレバ、卷向日代ノ宮ノ御宇天皇國ニヲハシマシケル時、西方大モノノワラフコエノシケレバ、アヤシミヲドロキ給ヒテ、石津田連ト云フ人ヲツカハシテミセラルルニ、カホハ牛ゴトクナルモノノ、アツマリテワラヒケルコエノ、ヲビタダシカリケルヲ、此石津田スコシモヲソルル心ナクシテ、劔ヲ拔テ一々切ケリ。自レ其所ヲ大斬里ト云ケルヲ、後謬テオホクレトハ云ナセルトカヤ

大樽は今美濃國に屬し、安八郡仁木村の大字であるが、往昔は尾張國海部郡の域内であつたのであらう。石津田も亦和名抄に美濃國石津郡とある地（文徳朝分立、現今海津郡に屬す）の舊名で、仁木に隣接し、其村主を石津田連と稱へたものと思はれる。さりながら地名の所由は承服しかねる説で、キリがクレと轉呼せられるやうなことは有り得ぬ。いづれにしても此話は景行天皇が此地に巡幸せられた證據とするには不十分で、恐らくは美濃行幸といふ事實に基き、地名の起原を附會

したに過ぎぬのであらう。

右の外國造本紀には此朝の定賜と稱する若干の國造をあげて居るが、事實的根據が乏しいから、成務朝以下の任命のものと併せて、次卷第二章に掲載する。

〔參照〕

古事記中卷

大帶日子淤斯呂和氣天皇、坐纏向之日代宮治天下也、此天皇娶吉備臣等之祖若建吉備津日子之女、名針間之伊那毘能大郎女、生御子、櫛角別王、次大碓命、次小碓命、亦名倭男具那命、具那二字以音次倭根子命、次神櫛王、柱五又娶八尺入日子命之女八坂之入日賣命、生御子、若帶日子命、次五百木之入日子命、次押別命、次五百木之入日賣命、又妾之子豐戶別王、次沼代郎女、又妾之子沼名木郎女、次香余理比賣命、次若木之入日子王、次吉備之兄日子王、次高木日賣命、次弟比賣命、又娶

日向之美波迦斯毘賣生御子、豐國別王、又娶伊那毘能大郎
 女之弟、伊那毘能若郎女自伊下四字以音生御子、真若王、次日子人之
 大兄王、又娶倭建命之曾孫、名須賣伊呂大日子王自須至呂四字以音
 之女、訶具漏比賣生御子、大枝王、凡此大帶日子天皇之御子
 等所錄廿一王、不入記五十九王、并八十王之中、若帶日子命
 與倭建命、亦五百木之入日子命此三王負太子之名、自其餘
 七十七王者、悉別賜國國之國造亦和氣及稻置縣主也、故若
 帶日子命者治天下也、小碓命者平東西之荒神及不伏人等
 也、次櫛角別王者茨田下連次大碓命者守君、大田君、鳴田君之祖次神櫛王者
木國之酒部阿比古、宇陀酒部之祖次豐國別王者日向國於是天皇聞看定三野國
 造之祖神大根王之女、名兄比賣弟比賣二孃子、其容姿麗美
 而、遣其御子大碓命以喚上、故其所遣大碓命、勿召上而即已

自婚其二孃子、更求他女人、詐名其孃子而貢上、於是天皇知
 其他女恆令經長眼、亦勿婚而惱也、故其大碓命娶兄比賣生
 子、押黑之兄日子王、此者三野之字、泥須和氣之祖亦娶弟比賣生子、押黑弟日
 子王、此者牟宜都君等之祖此之御世定田部、又定東之淡水門、又定膳之
 大伴部、又定倭屯家、又作坂手池、即竹植其堤也、天皇詔小碓
 命、何汝兄於朝夕之大御食、不參出來、專汝泥疑教覺、泥疑二字以音
下効如此詔以後、至于五日猶不參出、爾天皇問賜小碓命、何
 汝兄久不參出、若有未誨乎、答曰、既為泥疑也、又詔如何泥疑
 之、答曰、朝署入廁之時、待捕搯批而引闕其枝、裹薦投棄、於是
 天皇惶其御子之建荒之情而詔之、西方有熊曾建二人、是不
 伏无禮人等、故取其人等而遣、當此之時、其御髮結額也、爾小
 碓命給其姨倭比賣命之御衣御裳、以劍納于御懷而幸行、故

到于熊曾建之家見者、於其家邊軍圍三重、作室以居、於是言動爲御室樂、設備食物、故遊行其傍、待其樂日、爾臨其樂日、如童女之髮梳垂其結御髮、服其姨之御衣御裳、既成童女之姿、交立女人之中、入坐其室內、爾熊曾建兄弟二人、見感其孃子、坐於己中而盛樂、故臨其酣時、自懷出劍、取熊曾之衣衿、以劍自其胸刺通之時、其弟建見畏、逃出、乃追至其室之椅本、取其背皮劍、自尻刺通、爾其熊曾建自言、莫動其刀、僕有白言、爾暫許押伏、於是白言、汝命者誰、爾詔、吾者坐纏向之日代宮所知、大八嶋國大帶日子淤斯呂和氣天皇之御子、名倭男具那王者也、意禮熊曾建二人、不伏無禮、聞看而、取殺意禮、詔而遣、爾其熊曾建白、信然也、於西方除吾二人、無建強人、然於大倭國、益吾二人而建男者坐祁理、是以吾獻御名、自今以後應稱倭

建御子、是事白訖、卽如熟菰、振折而殺也、故自其時稱御名、謂倭建命、然而還上之時、山神河神及穴戶神皆言向和而參上、卽入坐出雲國、欲殺其出雲建、而到卽結友、故竊以赤檮作詐刀、爲御佩、共沐肥河、爾倭建命自河先上、取佩出雲建之解置橫刀、而詔爲易刀、故後出雲建自河上而佩倭建命之詐刀、於是倭建命詔云、伊奢合刀、爾各拔其刀之時、出雲建不得拔詐刀、卽倭建命拔其刀、而打殺出雲建、爾御歌曰

夜都米佐須、伊豆毛多祁流賀、波祁流多知、都豆良佐波麻岐、佐味那志爾阿波禮

故如此撥治參上覆奏、爾天皇亦頻詔倭建命、言向和平東方十二道之荒夫琉神及摩都樓波奴人等、副吉備臣等之祖、名御鈕友耳建日子、而遣之時、給比比羅木之八尋矛、比比羅三字以音

故受命罷行之時、參入伊勢大御神宮、拜神朝廷、即白其姨倭比賣命者、天皇既所以思吾死乎、何擊遣西方之惡人等而、返參上來之間、未經幾時、不賜軍衆、今更平遣東方十二道之惡人等、因此思惟猶所_レ思看吾既死焉、患泣罷時、倭比賣命賜草那藝劍_{那藝二字以音}亦賜御囊而詔、若有急事解茲囊口、故到尾張國入坐尾張國造之祖美夜受比賣之家、乃雖思將婚、亦思還上之時將婚、期定而幸于東國、悉言向和平山河荒神及不伏人等、故爾到相武國之時、其國造詐白、於此野中有大沼、住是沼中之神甚道速振神也、於是看行其神、入坐其野、爾其國造火著其野、故知見欺而解開其姨倭比賣命之所給囊口、而見者、火打有其裏、於是先以其御刀_刈撥草、以其火打而打出火、著向火而、燒退還出、皆切滅其國造等、即著火燒、故於今謂燒

遣也、自其入幸渡走水海之時、其渡神興浪、廻船不得進渡、爾其后名弟橘比賣命白之、妾易御子而入海中、御子者所遣之政、遂應覆奏、將入海時、以菅疊八重、皮疊八重、繩疊八重、敷于波上而、下坐其上、於是其暴浪自伏、御船得進、爾其后歌曰

佐泥佐斯、佐賀牟能袁怒邇、毛由流肥能、本那迦邇多知且、斗比斯岐美波母

故七日之後、其后御櫛依于海邊、乃取其櫛作御陵而治置也、自其入幸、悉言向荒夫琉蝦夷等、亦平和山河荒神等而還上、幸時、到足柄之坂本、於食御糧處、其坂神化白鹿而來立、爾即以其咋遣之蒜片端待打者、中其目乃打殺也、故登立其坂三歎詔云、阿豆麻波夜_{自阿下五字以音也}故號其國謂阿豆麻也、即自其國越出甲斐、坐酒折宮之時、歌曰

邇比婆理、都久波袁須疑且、伊久用加泥都流
爾其御火燒之老人、續御歌以歌曰

邇賀那倍且、用邇波許許能用、比邇波登袁加袁

是以譽其老人、即給東國造也、自其國越科野國、乃言向科野

之坂神而、還來尾張國、入坐先日所期美夜受比賣之許、於是

獻大御食之時、其美夜受比賣捧大御酒盞以獻、爾美夜受比

賣其於意須比之欄意須比三字以音著月經、故見其月經御歌曰

比佐邇多能、阿米能邇具夜麻、斗邇麻邇、佐和多流久毘、比

波煩曾、多和夜賀比那袁、麻邇牟登波、阿禮波須禮杼、佐泥

牟登波、阿禮波意母閑杼、那賀那勢流、意須比能須蘇爾、都

紀多知邇那理

爾美夜受比賣、答御歌曰

多邇比邇流、比能美古、夜須美斯志、和賀意富岐美、阿良多
麻能、登斯賀岐布禮婆、阿良多麻能、都紀波岐閑由久、宇倍
那宇倍那、岐美麻知賀多爾、和賀那勢流、意須比能須蘇爾、
都紀多多那牟余

故爾御合而、以其御刀之草那藝劍置其美夜受比賣之許而、
取伊服岐能山之神、幸行、於是詔、茲山神者徒手直取而、騰其
山之時、白猪逢于山邊、其大如牛、爾爲言舉而詔、是化白猪者、
其神之使者、雖今不殺還時將殺而騰坐、於是零大冰雨、打惑
倭建命此化白猪者非其神之使者、當其神之正身、因言舉見惑也故還下坐之、到玉倉部之清
泉、以息坐之時、御心稍寤、故號其清泉謂居寤清泉也、自其處
發到當藝野上之時、詔者、吾心恆念自虛翔行、然今吾足不得
步、成當藝斯形自當下三字以音故號其地謂當藝也、自其地差少幸行、

因_二甚疲_一衝_二御杖_一稍步、故號_二其地_一謂_二杖衝坂_一也、到_二坐尾津前_一一松之許、先御食之時、所_レ忘_二其地_一御刀不_レ失猶有、爾御歌曰

袁波理邇、多陀邇牟迦幣流、袁都能佐岐那流、比登都麻都、阿勢袁、比登都麻都、比登邇阿理勢婆、多知波氣麻斯袁、岐奴岐勢麻斯袁、比登都麻都阿勢袁

自_二其地_一幸、到_二三重村_一之時、亦詔之、吾足如_二三重_一勾而甚疲、故號_二其地_一謂_二三重_一、自_レ其幸行而到_二能煩野_一之時、思_レ國以歌曰

夜麻登波、久爾能麻本呂婆、多多那豆久、阿袁加岐夜麻、基母禮流、夜麻登志宇流波斯

又歌曰

伊能知能、麻多祁牟比登波、多多美許母、幣具理能夜麻能、久麻加志賀波袁、宇受爾佐勢、曾能古

此歌者思國歌也、又歌曰

波斯祁夜斯、和岐幣能迦多用、久毛韋多知久母

此者片歌也、此時御病甚急、爾御歌曰

袁登賣能、登許能辨爾、和賀淤岐斯、都流岐能多知、曾能多知波夜

歌竟即崩、爾貢_二上驛使_一、於是坐_レ倭后等及御子等諸下到而、作_二御陵_一、即匍匐_二廻其地_一之那豆岐田_二自_レ那下_三而、哭爲歌曰

那豆岐能、多能伊那賀良邇、伊那賀良爾、波比母登富呂布、登許呂豆良

於是化_二八尋白智鳥_一、翔_レ天而向_レ濱飛行、智字以音爾其后及御子等於_二其小竹之荊杙_一、雖_二足跡破_一、忘_レ其痛_一、以哭追、此時歌曰

阿佐士怒波良、許斯那豆牟、蘇良波由賀受、阿斯用由久那

又入其海鹽而那豆美此三字以音行時歌曰

宇美賀由氣婆、許斯那豆牟、意富迦波良能、宇惠具佐、宇美賀波伊佐用布

又飛居其磯之時、歌曰

波麻都知登理、波麻用波由迦受、伊蘇豆多布

是四歌者皆歌其御葬也、故至今其歌者歌天皇之大御葬也、

故自其國飛翔行、留河內國之志幾、故於其地作御陵鎮坐也、

即號其御陵謂白鳥御陵也、然亦自其地更翔天以飛行、凡此

倭建命平國廻行之時、久米直之祖名七拳脛、恆爲膳夫以從

仕奉也、此倭建命娶伊玖米天皇之女、布多遲能伊理毘賣命

自布下八字以音生御子、帶中津日子命、柱一又娶其入海弟橘比賣命、生

御子、若建王、柱一又娶近淡海之安國造之祖、意富多牟和氣之

女、布多遲比賣生御子、稻依別王、柱一又娶吉備臣建日子之妹

大吉備建比賣生御子、建貝兒王、柱一又娶山代之玖玖麻毛理

比賣生御子、足鏡別王、柱一又一妻之子息長田別王、凡是倭建

命之御子等并六柱、故帶中津日子命者治天下也、次稻依別

王者犬上君、建部君等之祖次建貝兒王者讚岐綾君、伊勢之別、登袁之別、麻佐首、官首之別等之祖足鏡別

王者鎌倉之別、漁田之別、祖也次息長田別王之子、杙侯長日子王、此王

之子、飯野真黑比賣命、次息長真若中比賣、次弟比賣、柱三故上

云若建王娶飯野真黑比賣生子、須賣伊呂大中日子王、自須至、須

音此王娶淡海之柴野入杵之女柴野比賣生子、迦具漏比賣

命、故大帶日子天皇娶此迦具漏比賣命生子、大江王、柱一此王

娶庶妹銀王生子、大名方王、次大中比賣命、柱二故此之大中比

賣命者、香坂王忍熊王忍御祖也、此大帶日子天皇之御年、壹

佰參拾漆歲、御陵在_二山邊之道上_一也

索引

あ行

飽田村 <small>アイダ</small>	一九二頁	足柄峠	一九七
飽速玉命 <small>アキ</small>	一八二	足柄の坂の神	一九九
朕公濟 <small>アキノウタリ</small>	二三	葦分國造 <small>アシ</small>	二三
朝來名峰	一〇三	葦北の水島	九一、九
アサケ(朝曙)	一三七	アシコムラ(足跡)	二三八
麻剝(人)	六〇	足振邊(人)	二八
阿邪美都比賣命	二六七	阿蘇(國)	六一、九一、一〇七
葦浦	一八四	阿蘇國造	三三
足鏡別王	一三〇、一三五、一八五	厚鹿文——オモカヤの頃を見よ <small>カヤ</small>	一〇四、一〇八
蘆髮浦見別王(葦敢竈見別王命)	一三一、一三五、一三六	アヅマの國	一〇四、一〇八
		吾妻國造	一〇一
		アヅマハヤ	一九七、一〇〇、一〇九

阿曇連百足 三三、三三
 阿曇道 二〇六
 穴咋邑 二九六、二九七
 アナシ(穴住)族 一五〇
 アナスミ(穴住) 六七
 穴戸神 一四九、一五二
 穴海(國) 一五〇
 穴、濟神 一五〇
 穴穗御崎別 二八一
 阿那美須 六
 安房の浮島宮 二四二、二五七
 粟首 二七五
 阿波君 三三七、二八八
 淡水門 二四一、二六〇
 相鹿(逢鹿)之邑、遇鹿 一九〇、一九一

アフチ(棟) 一一〇
 淡海之柴野入杵 二三三
 近江建部君 二八四
 阿倍氏木事 一五、一〇、二六八
 アマ(海人)族 五
 海部、直 二八一
 天帶根命 二七八
 阿牟(奄智)君 二七一
 奄智首 二七一、二七五
 奄智白幣造 四
 天上腹天下腹人 二四五
 現原(里) 二八八
 現人神 二八二
 アラブル神 二六二
 沫媛 二七七

青、白(青彦、白彦)

六、六

伊賀彦王 二三七
 五十河彦命 二七八
 五十日彦王命 二三七、二八三、二八八
 五十河媛 一五、一九、二六五
 伊賀理命 二四三、二五七
 五十河別 二七八
 イキニヘ(生贄) 一八〇
 生葉郡 一三三
 的邑 九、一二
 伊許自別命 二六七
 五十狭城(入)彦皇子、不知來入彦命 三三、四三、二六五、二七九
 石占横立 一四三

伊志治(人) 一三
 石津田連 三〇二
 伊甚國 二五三、二五八
 伊勢刑部君 二八三
 伊勢(豫)之別 二三四、二八四
 異族の民 四
 石上神木蓮子玉 二六、二六
 市鹿文 八〇
 市乾鹿文 八〇、八二、二七〇
 泉媛 九七
 出雲建誅戮 二、二五
 イトコ(齋子) 八三
 稻入別命 二三六
 稻置 一四三
 稻背入彦皇子 三五、二六七

稻日大郎姫(伊那毘能大郎女) 八、三、一九、三二
 稻日稚郎姫(伊那毘能若郎女) 一九
 印南ノ別ノ嬢 二二、一九、三二
 稻依別王 二二〇、二二二、二二四
 犬上君 二二四、二二四
 磐鹿六鴈(鶺)命 二二九、二四二
 磐城別 二二九、一九
 石社別命 二七九
 磐田杵之村 二二四
 石衝別命 一三三
 伊波比由麻閉 二五〇
 石室土蜘蛛 七三
 飯野眞黒比賣 二二二、二二五
 イフキ部 三九
 伊吹山 二二四
 五百城入彦皇子(五百木之入日子命) 三三、三九、二六五
 五百城入姫皇女(五百木之入日賣命) 三三、四〇、四二
 五百木根命 二八二
 五百野皇女 三三、四
 伊豫國御村(御城)別 二六八、二八九
 伊豫別君 二二五、二八五
 浮穴郷 二二六、二二七
 浮島宮 二二二、二五七
 浮島之帳宮 二二二、二五七
 ウキハ(浮羽) 一一三
 ウス(大栖) 三九
 菟狭川 三九

宇佐自命 五七
 碓日坂(嶺) 二〇三、二〇五
 宇陀酒部 二六六
 兎田小橋別 二六〇
 内膳卿(司) 二二二、二二五
 菟道彦 一〇
 打獲、頸獲 六八、一〇三
 内避國避高松屋種 六八
 打獲八田國麻侶 六七、七二
 ウナテ(菟名手)(人) 五二、五五、五五
 宇那足尼 五
 宇泥須和氣 三〇、二四四、二六一
 表春命、下春命 二四三
 篋築(人) 二二六、二二七
 ウミノコノヤツツマキ(子孫八十連屬) 二四七
 五百城入彦皇子(五百木之入日子命) 三三、三九、二六五
 五百城入姫皇女(五百木之入日賣命) 三三、四〇、四二
 五百木根命 二八二
 五百野皇女 三三、四
 伊豫國御村(御城)別 二六八、二八九
 伊豫別君 二二五、二八五
 浮穴郷 二二六、二二七
 浮島宮 二二二、二五七
 浮島之帳宮 二二二、二五七
 ウキハ(浮羽) 一一三
 ウス(大栖) 三九
 菟狭川 三九
 ウムギ(白蛤) 二四四
 ト部殖坂(人) 二二七
 宇流波斯之小野 一九〇
 宇和別 二七三
 兄熊、弟熊 九八
 兄多毛比命 二四五
 兄遠子、弟遠子 二八、三一、二六四
 兄彦命 二四四、二六一
 兄夷守、弟夷守 九六
 エミン(蝦夷) 四、二六四
 蝦夷の風俗 一六四
 老男 二七六
 息長田別王(命) 二二〇、二二五、二二七、二二八

息長眞若中比賣	二三五	大アマ(海人)	一三一
息長命	二三	意富阿麻比賣	二一〇
息前彦人大兄水城命	二六〇	大稻背別命	二七九
忍熊王	四	大郎女	二二
押黑之兄日子、押黑弟日子	三〇、二六四	大碓皇子(命)	八、二九、三三、三七、一六三、二六三
忍之別皇子(押別命)	三三、四〇	大枝王	四、四六
忍山宿禰	二二、二二六	大江王	四三、二三三
オスヒ(外套)	二二	大膳 <small>オホカンヘデノツカガ</small> 職	二五三
大田根(人)	二七〇	大我門別命	二八二
弟橘媛(比賣命)	一七、二三〇、二三一、二六六、二八八	碩田(大分) <small>オホキタ</small>	五
弟彦公	一四二	大吉備建比賣	一五二、二三〇
弟引命	二四四、二八二	大久米命	一六八
弟媛(八坂)	二二、一九、二五	大吳里	三〇二
弟比賣(息長)	二三五	大白、中白、小白(人)	二四
弟姫皇女(弟比賣命)	三四、四	大酢別皇子	三三、四〇、二五五

大會色別命	二七六	大羽振邊(人)	二九八
大橋比賣命	一九〇	大隼別命	二八三
大田君	三六、二六三	大生之村	一九〇
大多牟坂王	二三三	大御葬の歌	二七七
意富多牟和氣	二三〇、二三三	大耳、垂耳	二三三
大多毛比(人)	二四五	オムチ(恩智)	二七一
大足彦忍代別天皇	一	厚鹿文 <small>オモカヤ</small>	八〇、八一
大田別	二七八	大家島(郷)	二二三
大伴直(造)	二五〇、二五五	大益川 <small>オキガハ</small>	一八八
大伴武日連	一六七		
大伴部	二五四	か行	
大名方王	四	海宮遊行傳説	一七九
大中津比賣命	四	海路と陸行	一四
大名草彦命	二五	高羅之行宮	九三、一九
多ノ臣祖武諸木	五五	カガナベテ	二〇一

鏡坂	二四	膳之大伴部	一六、一七、四七、五二、六〇
覺賀、賀久賀、賀我久久	二四三、二六	膳ノ職ノ長	二五一
訶具漏比賣	九、一〇、三三、三三	膳ハテ	二三
カゲトモ(影面)	二四七、二五	廐 御井	二五
影媛	一〇	葉ノ濟	一五一
香坂王	四七	柏峽大野	七五
賀古松原	二三	無梶河	一八八
鹽依姫皇女(香余理比賣命)	四、四二	葛飾	二四二
春日穴咋邑	二九六	勝間井、勝間池	一四
カシハ(炊葉)	二四五	葛城の尾張氏	二二〇
カシハデ(語義)	一六、二四、二五	川上臯帥	一四三、一四五
カシハデ(膳部)	二五三	河俣稻依毘賣	一三三
膳部 <small>ウヂ</small> 氏纂記	二四〇、二六一	河曲山	二四五
膳臣	二三九、二四二	カヒコ(養蠶)	二四
膳臣大麻呂	二五、二五	カヘラの通フ極ミ	二四九
		家寶徵發	五〇、二八

竈口君	二二六、二八六	紀直	一〇、二四、二五、三二
鎌倉之別	二三五、二八五、二八六	紀直遠祖菟道彦	一〇
蒲田郷	二二	基肆郡	一四、二六
髮長太田根	八四、二七〇	紀記の不一致	一
神の御坂	二〇六	聞(企救)物部	五七
神大根、神骨	二六、三〇	杵島郡	二四
神大野宿禰	一〇五、一三	吉蘇路、木曾棧道	二〇六
神櫛皇子(王)	三三、三五、二六五、二六六	藝都里	一八九
神崎郡(肥前)	二一九	寸津毗古、寸津毗賣	一八九、一九〇
神代直	二二六、二三	キノカシハ(酒柏)	二四
神夏磯媛	五	木國酒部阿比古	二六
カムハタ(綺)宮	二三九、二五	吉備武彦	一七、二〇六
鴨野	一八	吉備津(都)彦	二、五七、二七
鹿文〔地〕	七	吉備穴戸武媛	一五、一三〇
瓦村	二九五		

吉備の穴國(海)(濟)	一五〇	國乳別皇子 <small>オモ</small>	三五、七二
吉備兄彦皇子(兄日子王)	四、四三	國凝別皇子	一七五
吉備臣建日子	一六七、三〇	國前臣	五二、五五
憲備別	一七六	クニシヌビ(思邦)歌	三、八七
九州方言	五	國背別皇子	三五、七三
僵木傳説	一〇九	國津神	一六三、一八三
玫瑰麻毛理比賣	一三〇、一三五、一六七	國摩侶	六八、七二
草木命	二六一	クヌギ(櫛)	一〇
草薙(那藝)劍	一七〇、一七五、二二	桑原岳	一八七
匣	二五	杵俣長日子王	二三五
櫛角別王	三三、三七、二六三	クマソ(熊襲)	五、五九
櫛見皇命	二六六、二八一	球磨贈啖	一〇二
久須姫命	四	熊襲親征	二
來田見行宮	六八	熊襲梟帥(熊曾建)	一三四
		熊津彦	九八

熊津彦命	二八〇	子湯縣	八六
熊縣	九一、九八		
熊忍津彦命	二八〇	さ行	
久米直	一六七、一五五	坂手池	一六、一七
來目部	一五四	佐嘉郡	一五三
結婚遁避習俗	一六	酒折宮	一九七、二〇二
コゴト(木事)〔人〕	一六八	堺河	一八八
言學 <small>コトアガク</small>	二二七	酒部阿比古	一六六
琴木岡	三三	相武(國造) <small>サカム</small>	一七四、一七五
琴彈原	三九	讚岐直	二七八
コハクビの斷間	一八〇	讚岐綾君	二三四、二六四
コヒタリ(小左)〔人〕	一〇〇	讚岐君	二三七、二八八
細磯野 <small>コマシヌ</small>	七二、七六	讚岐國造	二六六、二八一
索引		サネ(甲板)	一七
		纂記	三
		索引	三二九

娑磨(娑婆)

五〇

猪鹿弓、猪鹿矢

三三〇

佐伯(部)

一八九、二九二、二九三

賜姓

一四

佐伯直(連)(宿禰)

二九四、二九五

シツ(磯津)山

五九

佐伯王

三三七、二六八

信濃坂(科野之坂)

二〇七

狭山郷

一九

科野之坂神

二〇五

サル(冠稱)

一三〇

小竹鹿奥、小竹鹿臣

七七

猿大海

一一二、一三〇

神器胃漬

二二三

戕歌

二四

新材料の發見

三

志我神

七四

人身供儀

一八〇

志賀高穴穗宮

一九一

柴野比賣

二二三

志式嶋

二二三

島田君

三六、二六三

志貴多奈彦

五、八、四、一〇一、一〇三、一一一

島津神國津神

一六三、一九三

色己隼別命

二八〇

守成の明君

二

穴人

二五四

白髮山

一〇三

白鳥と餅

二五

シラチ(白靈)鳥

二三八

白鳥里

一九

スビ(栖火)

一〇一

白鳥陵

三九

須賣伊呂大中日子王

二三三

シラハタ(白帆)

五

須賣保禮命

二六六

白猪、白蛇

二五

スメラミコト(天皇)

二四

尾綱眞若刀俤

四〇

椎結文身

一五七

白犬

二三

政略結婚

二〇

白鹿

一九、二七

進鹿文

八〇、八一、八四

菅疊、皮疊、繩疊

一七八

袖無衣(裊)

一四

スキトモ(次伴)

一七

ソトモ(背面)

二四七、二五五

助川郷

一九

彼杵郡

二六

須受武良首

二三

襲武媛

一〇、一七三

スハ(周芳、周防)

五

曾能目別命

二七九

スハ(ムナカタ)系

五

襲小橋別命

二八〇

た 行

大膳職	二五三	高橋氏文	二四〇
大木傳説	一〇九	高屋行宮	八〇
高穴穂宮	一三、一九一	當藝〔地〕	二九
高木入姫皇女(高木比賣命)	三四、四三	タギシ(研石)	二九
高木之入比賣命	四〇	當麻(郷)	一八九、一九〇
高來縣 <small>タカカ</small>	九一、一〇四	建稻種公(命)	四〇、二一〇
高來津座 <small>タカラ</small>	一〇五	武内ノ宿禰	一五七、一六四、一九九
高次(高坏) <small>スキ</small>	一四五	武押別命	二七九
高田行宮	一一一	武弟別命	二六一
高田媛	一五、一〇、一六八	建貝兒王(武養蠶命)	一三〇、一三四、一三六、一六四
竹水門 <small>タケミ</small>	一八二	武國凝別皇子(命)	三五、一六八、一九九、二七五
高羽川	六〇	武國皇別命	二九九、二七五
高橋朝臣	二四〇、二五三	建許呂命	一八二
		武田王	一三七、二六八
		武鼓(武卵)王 <small>タケツツミタケコ</small>	一五一、一三〇、一三四、一六四

健津三間〔人〕	二天	玉川宿禰命	二八二
武日連	一九九、二〇三	玉杵名邑	九一、一〇四
武(建)部、武部君	一六、二六、二八四、二八八	玉倉部清水	二二五
武諸木	垂	玉垂神社	二六
武猪心(命)	一〇	玉浦	一八四、一八六
健緒組(純)	一〇三	玉ノ清井 <small>タマノキヨ</small>	一八八、一八九
手事別命	二八二	田餘(里) <small>タケリ</small>	一八七
田子之稻置	一四二	足仲彦天皇(帶中津日子命)	二三〇、二三一
タスキ(多須岐)	二四五	託羅郷	二二五
立知備別	二六一	垂耳	二二
立雨行方之國 <small>タケ</small>	一八八	值嘉島	一三三、一三三
堅穴	一五五	近淡海之安國造	二三〇
堅白	毛	血田(知田)	七〇、七一、七三
タニグクのサ渡ル極ミ	二四九	乳近之稻置	一四二
田部	一六		

知々夫彦	二四五	海石榴の椎	七二
チハヤブル神	一七五	投馬國	一三〇
ツキタチ(月經)	二二二	杖衝坂	二二九
槻野之清泉	一八八、一八九	天皇(尊號)	二四
筑紫火別君	二七五	歴代天皇の寶壽	七
筑紫水間君	二七五	東夷	四
筑波岳ニ黒雲挂リ衣袖漬國	一八七	東夷の情勢	一五
告ノ首	二三	東國巡察	一五七
土蜘蛛	五、五九、二三、一六、一九五	東山道十五國都督	一九六
土折猪折	六	東征餘談	一九一
都々古和氣神社	一九四	止波足尼	一三二
津頼(人)	一〇七	十市入彦命	二八〇
角折濱	一九二	遠津闇男邊	二九八
ツバ(椿、海石榴)市	七〇、七三		

トホツコ(遠子)(人)	三	内海航路	一四
鳥見丘	二五七	内膳卿(司)	二五二
豊國別皇子	三五、二七六	長渚濱	一〇六
豊手別命	二八二	ナガメ(經長眼)	三
豊門入彦命	二七八	長岡神社	九三、二七
豊戸別皇子	三五、二七四	ナツ(中津)	五
豊日別命	二八二	ナツキ(觸接)田	二六
豊村	九一、一〇一	夏花(人)	五
取石鹿文	二四、一四五、二七〇	七掬(拳)脛	一六七、二五
トリコ(俘囚)	二九三	難波の柏濟	一五一
鳥日子	一八九、一九〇	南毗都麻之島	二二
十城別王	一五一、二三〇、二三五、二八五	直入中臣神、直入物部神	七
登袁之別	二三四、二八四	行細國	一八八
		長峽(地)	六三

な行

ニナメ(爾那米)

七、七

寝物語里

三三六

二二六

丹羽建部君

三三、三六、三九

ニヒノミ(新家、新居)

三五

野火の厄

一七三

新治、筑波

一七

野火防遏法

一七四

ニヘ(贄)

一八〇

能褒(頰)野

二八、三三

爾倍魚、爾倍左爾

一〇六

能美郷

二四

丹裳小野

八

乘濱

一七

淳名城皇女(沼名木郎女)

三四、四

は行

布忍入姫命

三〇、三一

白蛇、白猪

二五

淳尉斗皇女(沼代郎女)

三三、四一

羽咋國造

一三

ネギ(泥疑)

一三

長谷部直

二八、二八、二八

禰疑野(山)

六、七

波田君

四

鼠石窟

六

鼻垂(人)

六〇

葉縵ヘネカツラ

三

ハフリ(稱號)

二六

火上姉子神社

二二

速來津姫

二六

彦狹島王

二九

ハヤト(隼人)

六

比古汝弟

二

速見邑

六

日子人之大兄(彦人大兄)王

三四、三五

ハユマツカヒ(驛使)

三六

比古布都押之信(命)

二九

播磨稻日大郎姫

三六

ヒサコハナシ(結頼)

一四〇

播磨別

元

久津媛

一四

ヒ(火)族

二七

日代宮

一、三

ヒウチ(火打)、ヒキリ(燧)

五

日田(郡)

一四

ヒカゲ(蘿)

一六

比多國造

一三

東之淡水門

一六、一七、一五八

ヒタカミ(日高見)國

一五

東ノ方十二道

一六、二四八

火燒ヒナ翁

一九

筆誅

二五

人身御供

一七

ヒナ(夷)

一六、二四八

筆誅

五

夷守〔地〕	九二、六	日向諸縣君	六二、七
毗奈良珠命	一八七	枚次(平坏)	二四五
火國造	八四、三	ヒル(蒜)	一九
火國八代縣豐村	九	ヒレ(褶)	二五、二八
火國別	二七四	豐前風土記	五四
日 ^{ヒノ} 堅、日 ^{ヒノ} 横	二七、二五	藤津郡	二四、二五
比比羅木之八尋矛	一七〇	葛津立國造 [△]	二五
卑彌呼	二九	風土記 ^{フドキ}	三
日向	七	船帆郷	二〇
日向穴穗別	二六〇	豐後風土記	六
日向髮長大田根	二〇	文身の起原	一五八
日向君	二八二	兩道入姫皇女(布多遲能伊理毘賣命)	二三〇、二三一
日向國造	六、二七六	布多遲比賣	二三〇、二三一
日向襲津彥皇子	三五、八三、二七〇	フミ(踏、蹶)	七四
日向之美波迦斯毘賣	二		

揮田君

二六、二八

松浦郡

二二

ヘラ(鱗)

二九

末羅國造

二二

ホゾチ(熟瓜)

一四

的形浦

二五、三〇

穗積氏忍山宿禰

三三

圓方機殿

二五、三〇

穗門

七

茨田下連

七

踏石、蹶石野

四

茨田連 衫子

一八〇

品陀真若王

四〇

真若王

五四、四

ま行

三池(郡)

一〇九

マガリ(糰餅)

三〇

ミカシヤ(膳炊屋舎)

一九〇

纏向之日代宮

一三

三河長谷部直

四

枕子

二四八

參川御使連

二二九、二八八

麻佐(鹿佐)首

二三四、二八四

三川三保君

二八三

索引

御城別

二八九

三三九

九二、一〇九

御木川	六〇	三根郡米多郷	二九
御食人	二五四	三根郷	二九
ミサゴ(鴟鳩)	二四三	美濃國(造)	二六
三島水間君	二七五	美濃行幸	二七
御鉏友耳建日子	一六七	御刀媛(美波迦斯昆賣)	二〇、六六、二七六
ミタベ(田部)	一六	三重〔地〕	三〇
御使連	二三七、二八八、二八九	三保君	二八三
水島	九一、九九	耳垂〔人〕	六〇
水齒郎媛	一三三、一九、三三	御村別	二八八
御杖	二九九	御諸別	二九七
御杖君	二七九	宮浦	六四、七八
ミヅラ(髻)	二四三	宮處野	六九
綠野川	六二	宮簀媛(美夜受比賣)	一七一、一〇八、一三〇
水沼縣主	一一三、一三〇	宮道君	二八四
水沼別	二七二	官首(宮道?)之別	二三四、二八四

宮道別皇子(命)	二七三、二八二	ムロヤ(簀)	一六五
宮戸彦	一四一	目鮮部君	二七八
屋主忍男武雄心命	九、二九九	米多郷	二一九
ミラ(蒜)	一九九、二〇八	餅と白鳥	五
三井根子命	一三三	本巢國造	三〇、二四四
三尾氏(君)	一三、一九	モトログ(文身)	一五八
六鴈臣	二三九、二五七	物部意富賣布連	二四六
身毛津(牟宜都)君	二六三、二六四、二八二	物部君	五七
無邪志國造	二四三	守君	三八、二六三
宗像(スハ)氏族	五、五六	モロキ(諸木)〔人〕	五五
ムネマチキミ(棟梁之臣)	二九九		
諸縣〔地〕	九七		
諸縣君	八六、二七六		
叢雲劍	一七五		

や行

燒津	一七二
----	-----

屋形野之頓宮	一八九	屋主——ミヤヌシの項を見よ	二一七
ヤキ(矢木、柳)	一七三	養父郡	一一三
八意思金命	二四五	矢部	一一三
八坂入彦命	二七	山代之玖玖麻毛理比賣	一三〇、一三五
八坂入媛(八坂之入日賣命)、八坂媛	八、三、一九、二七、二四二	ヤマトタケとヤマトタケル	一六、一四七
八尺瓊	五	日本武尊(倭建命)	一、二、八、九、一四、一三五
八十膳夫	二五四	倭武天皇	一四
八田(人)	六八、七二	倭建天皇命	一四
矢田稻吉	一三二	倭根子命	三三、三八
八咫鏡	五、九三	倭屯家	一六
八咫勾	二三	倭姬(比賣)命	一四〇、一七〇
八握劍	五、九三	日本童男(倭男具那命)	一四、一三五
八槻村	一九四	山部阿弭古	一〇〇
八代縣豐村	九、一〇一	山邊之道上陵	一九一
		八女縣	九、一一一

八女津媛 二二
八乎止古、八乎止咩 二五〇

二二
二五〇

稚武彦 二
稚武彦王(命) 一三一、一三六、一三八
稚足彦天皇(若足日子命) 八、三三、三九

靱部 一〇一、一五六
靱負部 二〇二

一〇一、一五六
二〇二

稚根子皇子命 二八一
穉日子(若彦命) 一三四、一三五、一三一

ユマへ(由麻閉) 二五〇
わ行

二五〇

稚屋彦命 二七八
稚倭根子皇子 三三、三八、四〇
若湯坐連 二四六

倭(人) 二九
倭人國 六
若郎女 三三

二九
六
三三

別嬢 二三
ワダツミ(海住)族 六
日理郷 二八

若木之入日子王 三四、四
稚子直 一五二、一五六

三四、四
一五二、一五六

丸部臣 二
居醒泉 二五

稚武(若建)王 一三〇、一三二、一三四

一三〇、一三二、一三四

猪折(人) 六一

索引

三四四

小碓尊(命)	三三、三六、三四	壯士首	二七五
小城郡	一三五	乎止與命	三〇
ヲグナ(郎君)	一三五	小拔野之頓宮	一九〇
尾津〔地〕	一三〇	尾張大海媛	二七
尾津君	一三六、二八	尾張大印岐	三〇
小津石代之別	一三六、二八、二六六	尾張國造(尾治連)	三〇



有 所 權 版

昭和七年二月十五日印刷
昭和七年二月十五日發行

紀論究
建國篇

日 代 宮 (定價金二圓)

著 者 松 岡 靜 雄

發行者 東京市神田區通神保町一
株式會社 同 文 館

森 山 章 雄


印刷者 東京市神田區表猿樂町二番地
中 村 修 二

印刷所 東京市神田區表猿樂町二番地
株式會社開明堂支店

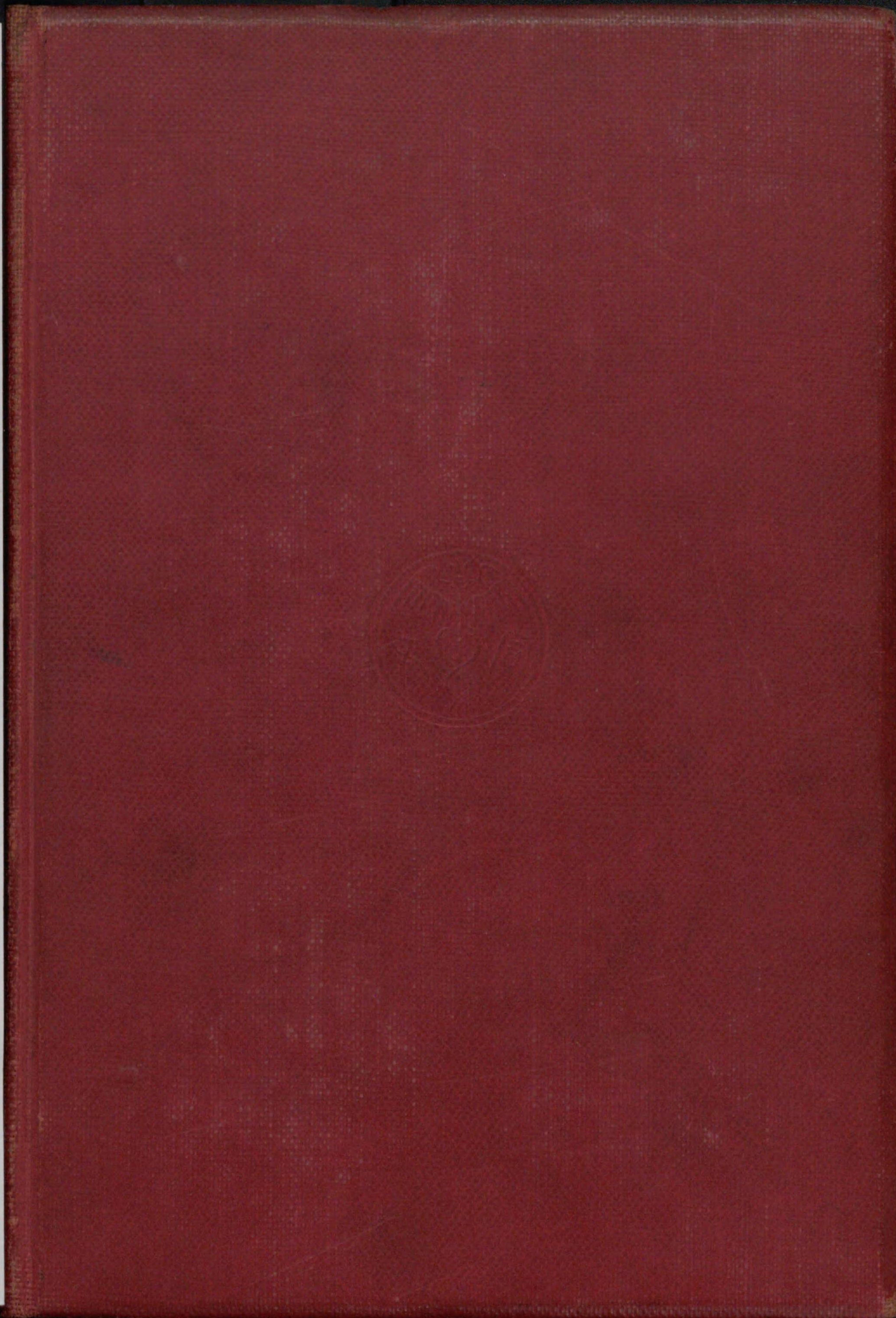
發行所

東京・神田・通神保町一
振替口座東京一三五
大阪・西區・阿波座下通二ノ六
振替口座大阪二二二二八

株式會社 同 文 館



595
288

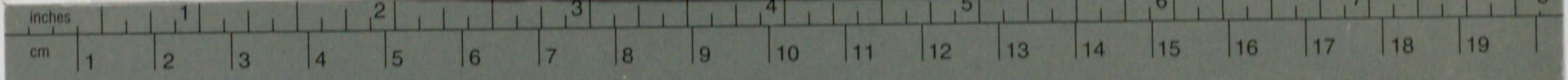


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

